

1 流山市地域防災計画修正協議事項

編名	協議回数	字句表現の修正	組織名称、住所等変更	法・制度等改正	県地域防災計画との整合	時点修正等	計
風水害等編	1回目	9	10	9	58	53	139
	2回目	8	1	1	1	11	22
震災編及び震災編附編	1回目	2	9	4	18	10	43
	2回目	7	3	0	3	19	32
大規模事故編	1回目	1	0	0	7	10	18
計		27	23	14	87	103	254

1回目協議

平成22年6月8日修正案市提出、平成22年10月6日県消防地震防災課意見回答

2回目協議

平成22年12月24日修正案市提出、平成23年2月2日県消防地震防災課意見回答

流山市地域防災計画事前協議（確認事項）意見【第1回】

風水害等編

章	節	頁	指 摘 事 項	No.								
			→第2章 第3節 第2 6 「 <u>がけくずれ警報の発令</u> 」を「 <u>土砂災害警戒情報</u> の発表」に、第2章 第7節 第3 2 「 <u>2 千葉県防災情報システム</u> 」を削除、第2章 第7節 第4 「 <u>第4 警察における災害通信網の整備</u> 」を削除、第2章 第1 2節 第2 「 <u>ページ確認のこと</u> 」を削除。	1								
1	3	6	<p>下記のとおり修正</p> <p>第1 市防災会議の職務 エ</p> <p>→「全各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する<u>事項</u>」を「全各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する<u>事務</u>」</p> <p>※ <u>流山市防災会議条例 第2条 第4号</u> に記載</p>	2								
1	4	1 0	<p>下記のとおり修正</p> <p>表 指定地方行政機関の事務又は業務の大綱(2/4)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東信越厚生局</td> <td> <p>〈埼玉県さいたま市中央区新都心1—1 (TEL) 048—740—0711〉</p> <p><u>ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。</u></p> <p><u>イ 関係職員の派遣に関すること。</u></p> <p><u>ウ 関係機関との連絡調整に関すること。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>関東農政局</td> <td> <p>〈埼玉県さいたま市中央区新都心2—1 (TEL) 048—600—0600〉</p> <p><u>ア 災害予防対策</u></p> <p>(ア) (省略)</p> <p>(イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。</p> <p>(以下省略)</p> </td> </tr> <tr> <td>千葉農政事務所</td> <td> <p>(省略)</p> <p><u>ア 災害時における応急給食用の米穀の売却に関すること。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>関東信越厚生局及び関東農政局</u>にあつては、<u>県地域防災計画</u>の記載にあわせたもの</p> <p>千葉農政事務所にあつては、<u>農林水産省</u>による乾パンの備蓄が、平成 2 2年2月末をもって廃止されたためのもの。</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	関東信越厚生局	<p>〈埼玉県さいたま市中央区新都心1—1 (TEL) 048—740—0711〉</p> <p><u>ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。</u></p> <p><u>イ 関係職員の派遣に関すること。</u></p> <p><u>ウ 関係機関との連絡調整に関すること。</u></p>	関東農政局	<p>〈埼玉県さいたま市中央区新都心2—1 (TEL) 048—600—0600〉</p> <p><u>ア 災害予防対策</u></p> <p>(ア) (省略)</p> <p>(イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。</p> <p>(以下省略)</p>	千葉農政事務所	<p>(省略)</p> <p><u>ア 災害時における応急給食用の米穀の売却に関すること。</u></p>	3
機関の名称	事務又は業務の大綱											
関東信越厚生局	<p>〈埼玉県さいたま市中央区新都心1—1 (TEL) 048—740—0711〉</p> <p><u>ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。</u></p> <p><u>イ 関係職員の派遣に関すること。</u></p> <p><u>ウ 関係機関との連絡調整に関すること。</u></p>											
関東農政局	<p>〈埼玉県さいたま市中央区新都心2—1 (TEL) 048—600—0600〉</p> <p><u>ア 災害予防対策</u></p> <p>(ア) (省略)</p> <p>(イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。</p> <p>(以下省略)</p>											
千葉農政事務所	<p>(省略)</p> <p><u>ア 災害時における応急給食用の米穀の売却に関すること。</u></p>											
1	4	1 1	<p>下記のとおり修正</p> <p>表 指定地方行政機関の事務又は業務の大綱(3/4)</p>	4								

			<table border="1"> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>関東運輸局</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>関東地方整備局</td> <td> <p>〈埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 (TEL) 048-601-3151〉</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 防災上必要な教育及び訓練等に関する事。</p> <p>(イ) 通信施設等の整備に関する事。</p> <p>(ウ) 公共施設等の整備に関する事。</p> <p>(エ) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。</p> <p>(オ) 官庁施設の災害予防措置に関する事。</p> <p>(カ) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事。</p> <p><u>(カ) 豪雪害の予防に関する事。</u></p> <p>イ 災害応急対策</p> <p>(ア) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言、協力及び予警報の伝達等に関する事。</p> <p>(イ) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事。</p> <p>(ウ) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事。</p> <p>(エ) 災害時における復旧資材の確保に関する事。</p> <p>(オ) 災害発生が予測される時又は災害時における応急工事等に関する事。</p> <p>(カ) 災害時のための応急復旧資材の備蓄に関する事。</p> <p>(キ) 海洋汚染の拡散防止及び防除に関する事。</p> <p><u>(ク) 緊急を要する場合の申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事。</u></p> <p>ウ 災害復旧</p> <p>災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td>江戸川河川事務所</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>東京航空局 成田空港事務所</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>東京管区气象台 (銚子地方气象台)</td> <td> <p>〈千葉県銚子市川口町2-6431 TEL) 0479-23-7705〉</p> <p><u>ア 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関する事。</u></p> <p><u>イ 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の発表・通報に関する事。</u></p> <p>ウ 災害発生時における気象観測資料の提供に関する事。</p> </td> </tr> </table> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	関東運輸局	(省略)	関東地方整備局	<p>〈埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 (TEL) 048-601-3151〉</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 防災上必要な教育及び訓練等に関する事。</p> <p>(イ) 通信施設等の整備に関する事。</p> <p>(ウ) 公共施設等の整備に関する事。</p> <p>(エ) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。</p> <p>(オ) 官庁施設の災害予防措置に関する事。</p> <p>(カ) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事。</p> <p><u>(カ) 豪雪害の予防に関する事。</u></p> <p>イ 災害応急対策</p> <p>(ア) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言、協力及び予警報の伝達等に関する事。</p> <p>(イ) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事。</p> <p>(ウ) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事。</p> <p>(エ) 災害時における復旧資材の確保に関する事。</p> <p>(オ) 災害発生が予測される時又は災害時における応急工事等に関する事。</p> <p>(カ) 災害時のための応急復旧資材の備蓄に関する事。</p> <p>(キ) 海洋汚染の拡散防止及び防除に関する事。</p> <p><u>(ク) 緊急を要する場合の申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事。</u></p> <p>ウ 災害復旧</p> <p>災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。</p>	江戸川河川事務所	(省略)	東京航空局 成田空港事務所	(省略)	東京管区气象台 (銚子地方气象台)	<p>〈千葉県銚子市川口町2-6431 TEL) 0479-23-7705〉</p> <p><u>ア 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関する事。</u></p> <p><u>イ 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の発表・通報に関する事。</u></p> <p>ウ 災害発生時における気象観測資料の提供に関する事。</p>	
機関の名称	事務又は業務の大綱															
関東運輸局	(省略)															
関東地方整備局	<p>〈埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 (TEL) 048-601-3151〉</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 防災上必要な教育及び訓練等に関する事。</p> <p>(イ) 通信施設等の整備に関する事。</p> <p>(ウ) 公共施設等の整備に関する事。</p> <p>(エ) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。</p> <p>(オ) 官庁施設の災害予防措置に関する事。</p> <p>(カ) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事。</p> <p><u>(カ) 豪雪害の予防に関する事。</u></p> <p>イ 災害応急対策</p> <p>(ア) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言、協力及び予警報の伝達等に関する事。</p> <p>(イ) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事。</p> <p>(ウ) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事。</p> <p>(エ) 災害時における復旧資材の確保に関する事。</p> <p>(オ) 災害発生が予測される時又は災害時における応急工事等に関する事。</p> <p>(カ) 災害時のための応急復旧資材の備蓄に関する事。</p> <p>(キ) 海洋汚染の拡散防止及び防除に関する事。</p> <p><u>(ク) 緊急を要する場合の申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事。</u></p> <p>ウ 災害復旧</p> <p>災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。</p>															
江戸川河川事務所	(省略)															
東京航空局 成田空港事務所	(省略)															
東京管区气象台 (銚子地方气象台)	<p>〈千葉県銚子市川口町2-6431 TEL) 0479-23-7705〉</p> <p><u>ア 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関する事。</u></p> <p><u>イ 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の発表・通報に関する事。</u></p> <p>ウ 災害発生時における気象観測資料の提供に関する事。</p>															
1	4	1 2	<p>下記のとおり修正</p> <p>表 指定地方行政機関の事務又は業務の大綱 (4/4)</p> <table border="1"> <tr> <th>機 の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>関東総合通信局</td> <td> <p>〈東京都千代田区九段南1-2-1 (TEL) 03-6238-1600〉</p> <p>ア 電波及び有線電気通信の管理に関する事。</p> <p>イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関する事。</p> <p>ウ 災害時における非常通信の確保に関する事。</p> <p>エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事。</p> <p><u>オ 非常通信協議会の育 及び指導に関する事。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>千葉労働局</td> <td>(省略)</td> </tr> </table> <p>住所及び電話番号の修正、語句の位置の修正。</p>	機 の名称	事務又は業務の大綱	関東総合通信局	<p>〈東京都千代田区九段南1-2-1 (TEL) 03-6238-1600〉</p> <p>ア 電波及び有線電気通信の管理に関する事。</p> <p>イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関する事。</p> <p>ウ 災害時における非常通信の確保に関する事。</p> <p>エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事。</p> <p><u>オ 非常通信協議会の育 及び指導に関する事。</u></p>	千葉労働局	(省略)	5						
機 の名称	事務又は業務の大綱															
関東総合通信局	<p>〈東京都千代田区九段南1-2-1 (TEL) 03-6238-1600〉</p> <p>ア 電波及び有線電気通信の管理に関する事。</p> <p>イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関する事。</p> <p>ウ 災害時における非常通信の確保に関する事。</p> <p>エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事。</p> <p><u>オ 非常通信協議会の育 及び指導に関する事。</u></p>															
千葉労働局	(省略)															
1	4	1 3	<p>下記のとおり修正</p> <p>表 指定公共機関の事務又は業務の大綱 (1/2)</p>	6												

			<table border="1"> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社 (株)エヌ・ティ・ティ・コム</td> <td>東日本電信電話株式会社 千葉支店 <u>〈千葉県美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンビル (TEL) 043-274-4034〉</u> 東日本電信電話株式会社 千葉支店 <u>〈千葉県中央区千葉港7-5 (TEL) 0120-800-000〉</u> (省略) </td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>千葉県支部 〈千葉県中央区千葉港5-7 (TEL) 043-241-7531〉 (省略) </td> </tr> <tr> <td>日本放 協会</td> <td>(省略) </td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路株式会社</td> <td>谷和原管理事務所 〈茨城県つくばみらい市筒戸1606 (TEL) 0297-52-2820〉 ア 有料道路の保全に関すること。 イ 有料道路の応急復旧工事の<u>施工</u>に関すること。 ウ 災害時における緊急通行路の確保に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>首都高速道路株式会社</td> <td>(省略) </td> </tr> <tr> <td>独立行政法人水資源機構</td> <td>千葉県水総合<u>管理所</u> 〈千葉県八千代市村上3139 (TEL) 047-483-0722〉 <u>ア 水資源開発施設（導水路を含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。）又は、改築及び維持管理に関すること。</u> <u>イ 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>(以下省略)</td> <td>(以下省略)</td> </tr> </table> <p>※ 住所及び電話番号の修正、県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	東日本電信電話株式会社 (株)エヌ・ティ・ティ・コム	東日本電信電話株式会社 千葉支店 <u>〈千葉県美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンビル (TEL) 043-274-4034〉</u> 東日本電信電話株式会社 千葉支店 <u>〈千葉県中央区千葉港7-5 (TEL) 0120-800-000〉</u> (省略)	日本赤十字社	千葉県支部 〈千葉県中央区千葉港5-7 (TEL) 043-241-7531〉 (省略)	日本放 協会	(省略)	東日本高速道路株式会社	谷和原管理事務所 〈茨城県つくばみらい市筒戸1606 (TEL) 0297-52-2820〉 ア 有料道路の保全に関すること。 イ 有料道路の応急復旧工事の <u>施工</u> に関すること。 ウ 災害時における緊急通行路の確保に関すること。	首都高速道路株式会社	(省略)	独立行政法人水資源機構	千葉県水総合 <u>管理所</u> 〈千葉県八千代市村上3139 (TEL) 047-483-0722〉 <u>ア 水資源開発施設（導水路を含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。）又は、改築及び維持管理に関すること。</u> <u>イ 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</u>	(以下省略)	(以下省略)	
機関の名称	事務又は業務の大綱																			
東日本電信電話株式会社 (株)エヌ・ティ・ティ・コム	東日本電信電話株式会社 千葉支店 <u>〈千葉県美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンビル (TEL) 043-274-4034〉</u> 東日本電信電話株式会社 千葉支店 <u>〈千葉県中央区千葉港7-5 (TEL) 0120-800-000〉</u> (省略)																			
日本赤十字社	千葉県支部 〈千葉県中央区千葉港5-7 (TEL) 043-241-7531〉 (省略)																			
日本放 協会	(省略)																			
東日本高速道路株式会社	谷和原管理事務所 〈茨城県つくばみらい市筒戸1606 (TEL) 0297-52-2820〉 ア 有料道路の保全に関すること。 イ 有料道路の応急復旧工事の <u>施工</u> に関すること。 ウ 災害時における緊急通行路の確保に関すること。																			
首都高速道路株式会社	(省略)																			
独立行政法人水資源機構	千葉県水総合 <u>管理所</u> 〈千葉県八千代市村上3139 (TEL) 047-483-0722〉 <u>ア 水資源開発施設（導水路を含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。）又は、改築及び維持管理に関すること。</u> <u>イ 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</u>																			
(以下省略)	(以下省略)																			
1	4	14	<p>下記の修正</p> <p>表 指定公共機関の事務又は業務の大綱 (2/2)</p> <p>→日本郵政グループを郵便事業株式会社及び郵便局株式会社にわけてください。</p> <p><u>郵便事業株式会社</u></p> <p><u>ア 郵便事業に係る業務運行管理、指導及びこれらの施設等の保全に関すること。</u></p> <p><u>イ 災害時における郵便事業に係る業務運行の確保に関すること。</u></p> <p><u>ウ 災害時における郵便事業応急対策に関すること。</u></p> <p><u>郵便局株式会社</u></p> <p><u>ア 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。</u></p> <p><u>イ 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること。</u></p>	7																
1	4	15	<p>下記のとおり修正</p> <p>表 指定地方公共機関の事務又は業務の大綱</p>	8																

			<table border="1"> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>社団法人千葉県医師会</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>社団法人千葉県歯科医師会</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>社団法人千葉県薬剤師会</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>京和ガス株 京葉瓦斯株</td> <td>京和ガス株 〈流山市江戸川台東 1-254 (TEL) 04-7155-1500〉 京葉瓦斯株 ア (省略)</td> </tr> <tr> <td>東武鉄道株 流鉄株 首都圏新都市鉄道株</td> <td>東武鉄道株 (省略) 流鉄株鉄道部 (省略) 首都圏新都市鉄道株 (省略) (省略)</td> </tr> <tr> <td>千葉テレビ放送株 株ニッポン放送 株ベイエフエム</td> <td>千葉テレビ放送株 〈千葉市中央区都町 1-1-25 (TEL) 043-231-3111〉 株ニッポン放送 〈(省略)〉 株ベイエフエム 〈千葉市美浜区中瀬 2-6WBG マリヴエスト (TEL) 043-351-7878〉 (省略)</td> </tr> <tr> <td>社団法人千葉県 トラック協会 社団法人千葉県バス 協会</td> <td>株千葉県トラック協会 〈(省略)〉 株千葉県バス協会 〈(省略)〉 (省略)</td> </tr> <tr> <td>千 県道路公社</td> <td>(省略) (省略)</td> </tr> </table> <p>※ 名称、住所及び電話番号の修正、実線から点線への修正</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	社団法人千葉県医師会	(省略)	社団法人千葉県歯科医師会	(省略)	社団法人千葉県薬剤師会	(省略)	京和ガス株 京葉瓦斯株	京和ガス株 〈流山市江戸川台東 1-254 (TEL) 04-7155-1500〉 京葉瓦斯株 ア (省略)	東武鉄道株 流鉄株 首都圏新都市鉄道株	東武鉄道株 (省略) 流鉄株鉄道部 (省略) 首都圏新都市鉄道株 (省略) (省略)	千葉テレビ放送株 株ニッポン放送 株ベイエフエム	千葉テレビ放送株 〈千葉市中央区都町 1-1-25 (TEL) 043-231-3111〉 株ニッポン放送 〈(省略)〉 株ベイエフエム 〈千葉市美浜区中瀬 2-6WBG マリヴエスト (TEL) 043-351-7878〉 (省略)	社団法人千葉県 トラック協会 社団法人千葉県バス 協会	株千葉県トラック協会 〈(省略)〉 株千葉県バス協会 〈(省略)〉 (省略)	千 県道路公社	(省略) (省略)	
機関の名称	事務又は業務の大綱																					
社団法人千葉県医師会	(省略)																					
社団法人千葉県歯科医師会	(省略)																					
社団法人千葉県薬剤師会	(省略)																					
京和ガス株 京葉瓦斯株	京和ガス株 〈流山市江戸川台東 1-254 (TEL) 04-7155-1500〉 京葉瓦斯株 ア (省略)																					
東武鉄道株 流鉄株 首都圏新都市鉄道株	東武鉄道株 (省略) 流鉄株鉄道部 (省略) 首都圏新都市鉄道株 (省略) (省略)																					
千葉テレビ放送株 株ニッポン放送 株ベイエフエム	千葉テレビ放送株 〈千葉市中央区都町 1-1-25 (TEL) 043-231-3111〉 株ニッポン放送 〈(省略)〉 株ベイエフエム 〈千葉市美浜区中瀬 2-6WBG マリヴエスト (TEL) 043-351-7878〉 (省略)																					
社団法人千葉県 トラック協会 社団法人千葉県バス 協会	株千葉県トラック協会 〈(省略)〉 株千葉県バス協会 〈(省略)〉 (省略)																					
千 県道路公社	(省略) (省略)																					
1	4	16	<p>下記の修正</p> <p>表 公共団体及びその他防災上重要な施設管理者の事務又は業務の大綱 (1/2)</p> <table border="1"> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>とうかつ中央農業協同組合</td> <td>本店 〈(省略)〉 八木支店 〈流山市野々下 1-307 (TEL) 04-7158-2211〉 (省略)</td> </tr> <tr> <td>土地改良区 (流山市新川、流山市、 流山市芝崎、坂川、今 上落、流山東部、富士 川)</td> <td>流山市新川土地改良区 流山市土地改良区 流山市芝崎土地改良区 今上落土地改良区 流山東部土地改良区 富士川土地改良区 〈流山市中野久木 439 (TEL) 04-7152-6415〉 坂川土地改良区 〈千葉県松戸市栄町西 4-1150 (TEL) 047-363-1296〉 (省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>北千葉広域水道企業団</td> <td>〈千葉県松戸市七右衛門新田 540-5 (TEL) 047-345-3211〉 (省略)</td> </tr> </table> <p>※ 住所及び電話番号の修正、表中の点線の削除</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	とうかつ中央農業協同組合	本店 〈(省略)〉 八木支店 〈流山市野々下 1-307 (TEL) 04-7158-2211〉 (省略)	土地改良区 (流山市新川、流山市、 流山市芝崎、坂川、今 上落、流山東部、富士 川)	流山市新川土地改良区 流山市土地改良区 流山市芝崎土地改良区 今上落土地改良区 流山東部土地改良区 富士川土地改良区 〈流山市中野久木 439 (TEL) 04-7152-6415〉 坂川土地改良区 〈千葉県松戸市栄町西 4-1150 (TEL) 047-363-1296〉 (省略)	(省略)	(省略)	北千葉広域水道企業団	〈千葉県松戸市七右衛門新田 540-5 (TEL) 047-345-3211〉 (省略)	9								
機関の名称	事務又は業務の大綱																					
とうかつ中央農業協同組合	本店 〈(省略)〉 八木支店 〈流山市野々下 1-307 (TEL) 04-7158-2211〉 (省略)																					
土地改良区 (流山市新川、流山市、 流山市芝崎、坂川、今 上落、流山東部、富士 川)	流山市新川土地改良区 流山市土地改良区 流山市芝崎土地改良区 今上落土地改良区 流山東部土地改良区 富士川土地改良区 〈流山市中野久木 439 (TEL) 04-7152-6415〉 坂川土地改良区 〈千葉県松戸市栄町西 4-1150 (TEL) 047-363-1296〉 (省略)																					
(省略)	(省略)																					
北千葉広域水道企業団	〈千葉県松戸市七右衛門新田 540-5 (TEL) 047-345-3211〉 (省略)																					

1	4	17	<p>下記のとおり修正</p> <p>表 市民及び事業所等の事務又は業務の大綱</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民</td> <td> <p>自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、<u>気象警報・注意報</u>発令時のとるべき行動の確認や住宅の耐震診断・改修等のほか、食糧・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、<u>家具・大型家電</u>の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策などの手段を講じるとともに、住民自らが近隣所、地域で協力し合い行動できるよう地域コミュニティの形成に努める。</p> <p>また、市及び県が実施する災害対策に積極的に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与する。</p> </td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td> <p>事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、<u>自主防災組織との連携を図るなど</u>、地域における防災力の向上に寄与する。</p> <p>また、集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努める。</p> <p>更に、事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。</p> </td> </tr> <tr> <td>ボランティア団体</td> <td>（省略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	市民	<p>自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、<u>気象警報・注意報</u>発令時のとるべき行動の確認や住宅の耐震診断・改修等のほか、食糧・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、<u>家具・大型家電</u>の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策などの手段を講じるとともに、住民自らが近隣所、地域で協力し合い行動できるよう地域コミュニティの形成に努める。</p> <p>また、市及び県が実施する災害対策に積極的に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与する。</p>	事業所	<p>事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、<u>自主防災組織との連携を図るなど</u>、地域における防災力の向上に寄与する。</p> <p>また、集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努める。</p> <p>更に、事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。</p>	ボランティア団体	（省略）	10
機関の名称	事務又は業務の大綱											
市民	<p>自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、<u>気象警報・注意報</u>発令時のとるべき行動の確認や住宅の耐震診断・改修等のほか、食糧・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、<u>家具・大型家電</u>の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策などの手段を講じるとともに、住民自らが近隣所、地域で協力し合い行動できるよう地域コミュニティの形成に努める。</p> <p>また、市及び県が実施する災害対策に積極的に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与する。</p>											
事業所	<p>事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、<u>自主防災組織との連携を図るなど</u>、地域における防災力の向上に寄与する。</p> <p>また、集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努める。</p> <p>更に、事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。</p>											
ボランティア団体	（省略）											
2	1	1	<p>→1 広報すべき内容</p> <p>「防災知識の普及にあたっては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者への広報にも十分配慮するとともに、<u>男女双方の視点を盛り込んだ</u>わかりやすい広報資料の作成に努める。」の「<u>男女双方の視点を盛り込んだ</u>」を追記。</p>	11								
2	1	2	<p>→2 実施方法 エ 広報誌等</p> <p>「広報紙等に防災関係記事を掲載し、また、<u>ハザードマップ及び</u>パンフレット等を住民に配布する等して、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。」の「<u>ハザードマップ及び</u>」を追記。</p>	12								
2	1	3	<p>→第2 職員の防災意識の高揚</p> <p>「市は、災害時の応急対策が円滑に行えるよう、日頃から<u>研修会等</u>を通じ、」を「市は、災害時の応急対策が円滑に行えるよう、日頃から<u>研修及び訓練</u>を通じ、」に修正。</p>	13								

2	1	4	<p>→第3 自主防災組織の整備</p> <p>「このため、地域の事情に応じた自主的な防災組織を設け、日頃から風水害等の災害が発生した場合を想定した予防対策を講じるよう努める。</p> <p>また、自主防災組織は日ごろ地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備に努める。」を「このため、地域の事情に応じた自主的な防災組織を設け、日頃から風水害等の災害が発生した場合を想定した予防対策を講じるよう努める。</p> <p>また、自主防災組織は、<u>日頃</u>地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備に努める。」に修正</p>	14																				
2	1	4	<p>→1 自主防災組織の育成</p> <p>「このため、市は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていくとともに、<u>自主防災組織の活性化を図るため</u>、日頃から大災害が発生した場合を予想した訓練の実施を推進するものとする。」の「<u>防災</u>」及び「<u>自主防災組織の活性化を図るため</u>」を追記。</p>	15																				
2	1	5	<p>下記の修正及び確認</p> <p>→表 自主防災組織の活動</p> <table border="1" data-bbox="411 1272 1302 1724"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 1272 858 1312">平 常 時</th> <th data-bbox="858 1272 1302 1312">発 災 時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 1312 858 1352">ア 災害時用援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成</td> <td data-bbox="858 1312 1302 1352">ア 出火防止及び初期消火の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1352 858 1393">イ 出火防止等の日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及</td> <td data-bbox="858 1352 1302 1393">イ 地域内の被害状況等の情報収集・伝達</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1393 858 1433">ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施</td> <td data-bbox="858 1393 1302 1433">ウ 住民に対する避難勧告等の伝達</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1433 858 1473">エ <u>消火用及び救助用資機材並びに応急手当医薬品等の整備・点検</u></td> <td data-bbox="858 1433 1302 1473">エ 防災関係機関への連絡及び要請</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1473 858 1514">オ 地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成</td> <td data-bbox="858 1473 1302 1514">オ 救出・救護の実施及び協力</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1514 858 1554">カ <u>避難所運営マニュアルの作成</u></td> <td data-bbox="858 1514 1302 1554">カ 集団避難の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1554 858 1594">キ その他災害の予防</td> <td data-bbox="858 1554 1302 1594">キ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="858 1594 1302 1635">ク 災害時要援護者の安全確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="858 1635 1302 1675">ケ <u>避難所の運営</u></td> </tr> </tbody> </table>	平 常 時	発 災 時	ア 災害時用援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成	ア 出火防止及び初期消火の実施	イ 出火防止等の日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及	イ 地域内の被害状況等の情報収集・伝達	ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施	ウ 住民に対する避難勧告等の伝達	エ <u>消火用及び救助用資機材並びに応急手当医薬品等の整備・点検</u>	エ 防災関係機関への連絡及び要請	オ 地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成	オ 救出・救護の実施及び協力	カ <u>避難所運営マニュアルの作成</u>	カ 集団避難の実施	キ その他災害の予防	キ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力		ク 災害時要援護者の安全確保		ケ <u>避難所の運営</u>	16
平 常 時	発 災 時																							
ア 災害時用援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成	ア 出火防止及び初期消火の実施																							
イ 出火防止等の日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及	イ 地域内の被害状況等の情報収集・伝達																							
ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施	ウ 住民に対する避難勧告等の伝達																							
エ <u>消火用及び救助用資機材並びに応急手当医薬品等の整備・点検</u>	エ 防災関係機関への連絡及び要請																							
オ 地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成	オ 救出・救護の実施及び協力																							
カ <u>避難所運営マニュアルの作成</u>	カ 集団避難の実施																							
キ その他災害の予防	キ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力																							
	ク 災害時要援護者の安全確保																							
	ケ <u>避難所の運営</u>																							

2	1	6	<p>→2 協力体制の整備及び活動支援</p> <p>「また市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行うとともに、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、<u>継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であり、県と協力してこれを促進するとともに、これらに大きな役割を担う中核リーダーを対象とした研修会等を開催し、対応能力の向上に努める。</u>」の「<u>には、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であり、県と協力してこれを促進するとともに</u>」を追記。</p>	17
2	1	6	<p>下記のとおり修正</p> <p>→1 防火管理体制の強化</p> <p>次の県地域防災計画の記載にあわせ修正</p> <p><u>防災・防火管理体制の強化</u></p> <p><u>学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。</u></p> <p><u>また、高層建築物、雑居ビル、地下街等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。</u></p> <p><u>なお、平成21年6月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。</u></p>	18

2	1	8	<p>下記のとおり修正</p> <p>→表 ボランティア活動内容</p> <p>次の県地域防災計画の記載にあわせ修正</p> <p><u>専門分野</u></p> <p><u>(ア) 救護所等での医療救護活動</u></p> <p><u>(イ) 外国語の通訳、情報提供</u></p> <p><u>(ウ) 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報</u></p> <p><u>(エ) 被災者への心理治療</u></p> <p><u>(オ) 高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供</u></p> <p><u>(カ) その他専門的知識、技能を要する活動等</u></p> <p><u>一般分野</u></p> <p><u>(ア) 避難所の運営補助</u></p> <p><u>(イ) 炊き出し、食糧等の配布</u></p> <p><u>(ウ) 救援物資や義援品の仕分け、輸送</u></p> <p><u>(エ) 高齢者や障害者等災害時要援護者の介護</u></p> <p><u>(オ) 被災地の清掃</u></p> <p><u>(カ) その他被災地における軽作業等</u></p>	19
2	1	8	<p>下記のとおり修正</p> <p>→ (2) ボランティアリーダーの養成</p> <p><u>「(2) ボランティアコーディネーターの養成</u></p> <p><u>一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その</u></p> <p><u>活動中で行政やボランティア団体等との連携や連絡調整の中心的な役割を担</u></p> <p><u>うボランティアコーディネーターが必要である。そこで、研修会や講習会を通</u></p> <p><u>じて、普段から災害ボランティアコーディネーターの養成を進める。」</u></p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの</p>	20
2	1	18	<p>→第2 洪水ハザードマップの作成</p> <p>「河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、洪水ハザードマップの整備を推進し、防災マップと併せ、平成20年度に作成し、市民に周知する。」の「平成20年度に作成し」とあ</p>	21

			りますが、現時点（平成22年度）での記載に変更	
2	2	18	<p>→（1）浸水予想区域の調査</p> <p>「下記危険度<u>評価</u>基準により、浸水予想区域の調査を行う。」を「下記危険度<u>評定</u>基準により、浸水予想区域の調査を行う。」に修正</p> <p>「■危険度<u>評価</u>基準■」を「■危険度<u>評定</u>基準■」に修正</p>	22
2	3	23	<p>→1 危険箇所の実態調査及び防災パトロール強化</p> <p>「<u>崖崩れ</u>災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限に止めるためには、まず事前措置として危険予想箇所についての地形、地質、地下水、立木、排水施設の状態及び<u>崖崩れ</u>が生じた場合の付近の建物に及ぼす影響等を調査するほか、防災パトロールを実施する。」を「<u>土砂</u>災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限に止めるためには、まず事前措置として危険予想箇所についての地形、地質、地下水、立木、排水施設の状態及び<u>土砂災害</u>が生じた場合の付近の建物に及ぼす影響等を調査するほか、防災パトロールを実施する。」に修正。</p>	23
2	3	23	<p>下記のとおり修正</p> <p>→2 土砂災害防止法に基づく対策の推進</p> <p>「土砂災害（<u>がけ崩れ</u>、土石流、地すべり）から住民の生命を<u>守る</u>ために、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）が平成13年4月に施行された。」を「土砂災害（<u>急傾斜地の崩壊</u>、土石流、地すべり）から住民の生命及び身体を<u>保護</u>するため、土砂災害が発生するおそれがある<u>土地</u>の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の<u>開発</u>行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）が平成13年4月に施行された。」に修正。</p> <p>「（1）土砂災害防止法による指定</p> <p>ア 土砂災害警戒区域</p> <p>「土砂災害警戒区域」は、<u>土砂災害が発生した場合には、住民等の生</u></p>	24

			<p><u>命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、</u> <u>2当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聞いた上で指定するものである。</u></p> <p>イ 土砂災害特別警戒区域</p> <p>「土砂災害特別警戒区域」は、<u>警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聞いた上で指定するものである。」</u>に修正。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	
2	3	23 ~24	<p>→2 土砂災害防止法に基づく対策の推進</p> <p>「(2) 危険回避のためのソフト対策」を「(2) <u>土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策</u>」に修正。</p> <p>「イ 想定されている衝撃に対し、建築物が安全であるかどうか建築確認を行う。」を「イ <u>居室を有する建築物は、想定される衝撃等</u>に対して、<u>建築物の構造</u>が安全であるかどうか建築確認を行う。」に修正</p> <p>「ウ 住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院など災害時要援護者関連施設の<u>建築を行う場合の開発行為に一定の規制を行う。</u>」を「ウ 住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院など災害時要援護者関連施設の<u>建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。</u>」に修正。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	25
			<p>「エ 著しい損壊が生ずるおそれのある建築物の所有者に対して、移転の勧告を図る。<u>ただし、移転対象となる人に対して融資や資金の確保などの支援措置を行う。</u>」を「エ 著しい損壊が生ずるおそれのある建築物の所有者に対して、<u>移転等</u>の勧告を図る。<u>この移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、</u></p>	26

			<p><u>融通又は、その斡旋に努める。</u>」に修正。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	
2	3	24	<p>下記の確認</p> <p>→表 土砂災害危険箇所一覧</p> <p>箇所番号 II-1024 場所 西平井1 (削除)</p>	27
2	3	26	<p>→1 危険箇所の周知</p> <p>「市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、<u>危険箇所</u>マップの作成、」を「市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、<u>土砂災害危険箇所</u>マップの作成、」に修正。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	28
2	3	27	<p>→6 土砂災害警戒情報の発表 ウ 土砂災害警戒情報の発表基準</p> <p>「2時間先までの予測雨量が土砂災害発生危険基準線を超過するとき。」を「<u>大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が、当該情報の発表基準に達した場合。</u>」に修正</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	29
2	3	27	<p>→6 土砂災害警戒情報の発表中 エ 土砂災害警戒情報の解除基準</p> <p>「土砂災害警戒避難基準雨量を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえで解除できるものとする。」を「<u>降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。または、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえで、解除できるものとする。</u>」に修正。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	30

2	3	28	<p>→1 造成宅地等の安全性の確保</p> <p>「新規の宅地造成工事について、盛土造成地の滑動崩落発生を抑制するため、宅地造成工事許可基準及び開発許可基準（都市計画法）に従って措置する。</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域等、災害危険度の高い区域内の土地については、開発計画を抑制するよう指導する。」を「<u>新規の宅地造成工事について、盛土造成地の滑動崩落発生を抑制ため、都市計画法又は、宅地開発事業の基準に関する条例の規定に従って措置する。</u></p> <p><u>災害危険区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域について原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。</u>」に修正。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	31
2	3	29	<p>下記のとおり修正及び確認</p> <p>→2 土砂災害危険箇所の周知の徹底と砂防法等の適切な運用</p> <p>「<u>土砂災害危険箇所マップの作成等により土砂災害危険箇所の周知を図るとともに、砂防法（明治30年法律第29号）の適切な運用を図る。</u>」の「<u>土砂災害</u>」を追記。</p>	32
2	3	29	<p>→第6 ため池等災害対策 第7 孤立集落対策 について下記追加</p> <p><u>第6 ため池等災害対策</u></p> <p><u>老朽化により、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、県は、「農業用ため池台帳」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。</u></p> <p><u>第7 孤立集落対策</u></p> <p><u>県は、孤立するおそれのある地区を把握し、予防措置等の市の孤立集落対策を支援する。</u></p>	33
2	4	30	<p>→第2 農作物等の風害防止対策</p> <p>「農作物等に被害を与える強風には、台風、冬季の季節風、その他フェーン現象や降雹を伴う局地的な強風等がある。」の「<u>現象</u>」を追記。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	34
2	4	31	<p>→（3） 多目的防災網の設置</p> <p>「果樹は、風害、降雹、鳥害獣等を防ぐ多目的に利用できる多目的防災</p>	35

			<p>網が開発され、普及している。</p> <p>この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。</p> <p>風害及び降雹の被害等を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。」を</p> <p><u>「果樹は、風害対策として、暴風林やネットを設置してきたが、最近は、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。」</u></p> <p>この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。</p> <p><u>強風害及び降雹を伴う強風害</u>の被害等を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。」に修正。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	
2	4	3 1	<p>下記について検討</p> <p>→第4節 風害予防計画に電力施設風害防災対策及び通信施設風害防止対策の記載について検討</p>	36
2	5	3 2	<p>→1 予防査察の主眼点</p> <p>「ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。」を</p> <p>「ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。」に修正。</p> <p>なお、イ、ウ、エ、オ、カ及びキについても同様に修正。</p> <p>※ 字句の位置についての修正</p>	37

2	5	3 3	<p>→1 建築物の不燃化の促進</p> <p>「市は、建築物が密集し、災害により多くの被害が生じるおそれのある地域については、」の「災害」を「<u>火災</u>」に修正。</p>	38
2	5	3 4	<p>→表 防火地域・準防火地域の建築規制（建築基準法）</p> <p>表内の「不燃材料で作るか、覆う。」の「作る」を「<u>造る</u>」に修正。</p>	39
2	5	3 5	<p>下記について確認</p> <p>→（2） 建築物の火災予防 イ 防火基準適合制度による指導</p> <p>平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災での経験を踏まえ、消防法の改正により防火対象物定期点検報告制度が導入されたことに伴い、防火基準適合制度は、平成15年9月30日をもって廃止されていること。</p>	40
2	5	3 8	<p>下記について修正</p> <p>→第4 火災予防についての啓発 1 一般家庭に対する指導</p> <p>消防法第9条の2に規定されている住宅用防災機器の設置について、記述の追加</p> <p>※ 参考（県地域防災記載内容）</p> <p><u>住宅防火対策</u></p> <p><u>県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の約8割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、県は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。</u></p> <p><u>特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、県内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。</u></p> <p><u>さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。</u></p>	41
2	5	3 9	<p>下記について確認</p> <p>→2 防火管理者等の育成・指導 （1） 防火管理者</p> <p>防火管理者の業務について記載してありますが、消防法第8条第1項の規定に基づいた記載となるよう確認</p>	42

2	6	4 2	<p>下記について検討</p> <p>→電力施設雪害防止対策及び通信施設防止対策の記載について検討</p>	43
2	7	4 6	<p>→第3 県の災害通信施設 1 県防災行政無線</p> <p>「また、ネットワークの安全性や整備・運用の経済性等を勘案し、地上系は電気通信事業者の光回線とし、」の「<u>光</u>」を追記。</p>	44
2	7	4 6	<p>→（1） 地上系</p> <p>「<u>県庁と県民センター、地域整備センター、ダム管理事務所、市町村、消防本部との間を電気通信事業者専用回線で構成する。</u>」を「<u>県庁、県民センター（事務所）、地域整備センター等、市町村及び消防本部等の間を光ファイバー回線で、また、県庁、県民センター（事務所）、地域整備センター、气象台の間を多重マイクロ無線で結んでいる。</u>」に修正。</p> <p>→（2） 衛星系</p> <p>「<u>県庁、県民センター等の県出先機関、市町村、消防本部、防災関係機関との間を衛星系で構成する。</u>」を「<u>県庁、県民センター（事務所）等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院及びライフライン機関等防災機関の間を衛星系通信回線で結んでいる。</u>」に修正。</p>	45
2	7	4 9	<p>→（2） 整備概要</p> <p>「ア 県庁内に<u>ホストコンピューター</u>を設置し、県出先機関、市町村、消防本部等 130 機関の端末装置の間を電気通信事業者専用回線（光化）で結び、」を「<u>県庁内にシステムサーバ群</u>を設置し、県出先機関、市町村、消防本部等 130 機関の端末装置の間を電気通信事業者の光回線で結び、」に修正。</p>	46
2	7	4 9	<p>→（2） 整備概要</p> <p>「〈ポータルサイト URL〉</p> <p>http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/index.html（PC版）」の「index.html」を追記。</p>	47

2	7	49	<p>→ (3) システムの機能 ア 被害情報処理機能</p> <p>「被害情報や指示情報等を収集及び集計するとともに集計した結果を、災害対策本部や防災関係機関へ配信し情報の共有化を図る機能。」を「<u>市で把握した被害情報等をシステム端末により登録し、県庁のサーバでデータベース化した後、災害対策本部や端末装置設置期間等に情報提供する。</u>」に修正。</p> <p>→ (3) システムの機能 イ 実況監視処理機能</p> <p>「気象情報、地震情報、津波情報等の各種気象データを把握し提供する機能。」を「<u>気象情報提供会社から配信を受けた気象情報や県土整備部が整備した水防テレメータシステムで収集した雨量・水位情報を情報端末装置等から検索し、気象情報等の実況監視を行う。また、緊急を有する情報については、ポップアップ（警告音、回転灯）により通知を行う。</u>」に修正。</p>	48
2	7	50	<p>→ウ 災害対策調整機能</p> <p>「ウ 災害対策調整機能</p> <p>災害対策を実施する上で基本となる災害危険箇所、避難所、物資管理等の各種情報をデータベース化し、地図等により検索・活用する機能。」</p> <p>を</p> <p>「ウ 災害対策調整機能</p> <p><u>災害危険箇所・区域、避難所、備蓄物資、災害履歴等の情報を一元管理し、端末装置等から必要な情報を検索する。</u></p> <p><u>(a) 地図情報</u></p> <p><u>電子化された基本地図上に災害危険箇所・区域、避難場所及び公共施設等の各種防災情報や被害情報等を表示する。</u></p> <p><u>(b) 物資管理情報</u></p> <p><u>県及び市町村で管理する防災用資機材、非常用食糧、医薬品、生活必需品等の備蓄物資情報を管理する。」</u></p> <p>に修正。</p>	49

		<p>→エ 映像情報処理機能</p> <p>「エ 映像情報処理機能</p> <p>被害状況の把握に効果的なヘリテレ、高所カメラ、ちば衛星号による災害現地の映像等を収集し大型表示装置に表示する他、デジタルアーカイブにより蓄積、配信する機能。」</p> <p>を</p> <p>「エ 映像情報処理機能</p> <p><u>県警や消防局等のヘリテレ映像や県等が設置する高所カメラによる映像等を蓄積及び配信する。</u></p> <p><u>また、GPS・カメラ付携帯電話を用いて災害現場等からの画像情報を収集し、地図上に表示を行う。」</u></p> <p>に修正。</p> <p>→オ 県民との情報共有機能</p> <p>「オ 県民との情報共有機能</p> <p>県民との防災情報の共有化を図るため、「防災ポータルサイト」を通じてパソコンや携帯電話を利用した提供を行う。希望者には緊急性のある情報をメール配信する機能。</p> <p>また、帰宅困難者の支援として「防災ポータルサイト」に災害安否掲示板を作成し、これを利用して県民に安否情報を提供する機能。」</p> <p>を</p> <p>「オ 県民との情報共有機能</p> <p><u>防災ポータルサイトを通じて気象情報、被害情報等を提供する。</u></p> <p><u>また、希望者あて、防災メールを配信し、防災に関する各種情報を提供する。」</u></p> <p>に修正。</p> <p>→カ 職員参集機能</p> <p>「カ 職員参集機能</p> <p>携帯電話のメール機能を活用して関係職員を自動参集する機能。」</p>	
--	--	---	--

			を 「カ 職員参集機能 <u>気象情報の種類や規模等に応じて携帯電話のメール機能を活用し、関係職員の自動参集を行う。</u> 」 に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	
2	7	5 3	→第7 KDDI(株)における災害通信施設当の設備 「KDDI(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信施設の防災設計を行っている。 また、主要施設については、予備電源を設置している。」を 「KDDI(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備に分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。 また、主要設備については、予備電源を設置している。」に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	50
2	7	5 5	→第2 防災用備蓄の推進 「さらに、防災情報システムの中の「物資管理サブシステム」により」を「さらに、防砂情報システムの中の「物資管理情報システム」に修正。	51
2	7	6 3	→イ 避難所の指定 「・耐災害性に比較的優れていること。(耐倒壊・耐火・耐水害等)」を 「・耐災害性に比較的優れていること。(耐震性・耐火性・耐水害等)」に修正。	52
2	7	6 3	→イ 避難所の指定 女性に配慮した記述の追記について検討	53
2	7	6 5	下記について確認 →5 災害時要援護者が利用する施設からの避難体制の確保 水防法第15条の関係を記載してありますが、貴市は、浸水想定区域内に地下街等がありますのでその記述について、他の節等においても確認で	54

		<p>きなかったので、確認をお願いします。また、水防法第15条の規定に基づき洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項及び地下街等又は主として災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を資料編に記載してあるか確認</p> <p>※ 水防法第15条</p> <p>市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。事項において同じ。）は、前条第1項の規定により浸水想定区域の指定があったときは、<u>市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>洪水予報等（第10条第1項若しくは第2項若しくは第11条第1項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第13条第1項若しくは第2項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。）の伝達方法</u> 2. <u>避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u> 3. <u>浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u> 	
--	--	--	--

2	8	70	<p>下記の修正をお願いします。</p> <p>→ (2) ヘリコプターによる搬送 ドクターヘリについて追記</p> <p>※ 参考（県地域防災計画）</p> <p><u>1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。</u></p> <p><u>2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。</u></p>	55
2	9	71	<p>→「なお、市は、国が梅雨前線豪雨、台風等の教訓を活かして策定した「災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づいて計画の整備等を行うこととする。」を「なお、市は、国が梅雨前線豪雨、台風等の教訓を活かして策定した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」<u>や県の作成した「災害時要援護者避難支援の手引き」</u>に基づいて計画の整備等を行うこととする。」に修正。</p>	56
2	9	72	<p>→ (3) 避難支援プランの作成</p> <p>「災害時要援護者の所在情報に基づき、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（「避難支援プラン」と称する。）を平成20年度までに策定する。」とありますが、<u>現在（平成22年）での記載</u>に修正</p>	57
2	9	74	<p>→ (1) 避難誘導 エ</p> <p>「エ 状況により老幼病者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両<u>又は舟艇</u>による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。」の「<u>又は舟艇</u>」を追記。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの</p>	58

2	9	7 6	<p>→4 防災教育、防災訓練の実施</p> <p>「4 防災教育、防災訓練の実施</p> <p>施設管理者は、施設職員や入居者に対し、防災知識や災害時における行動等について、定期的に防災教育を行う。」を</p> <p>「4 防災学習、防災訓練の実施</p> <p>施設管理者は、施設職員や入居者に対し、防災知識や災害時における行動等について、定期的に防災学習を行う。」に修正。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの</p>	59
2	9	7 7	<p>→1 外国人の所在の把握</p> <p>「市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「災害時要援護者」として位置づけ」を「市は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「災害時要援護者」として位置づけ」に修正。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの</p>	60
2	10	8 1	<p>→（1） 災害予防計画目標</p> <p>「建物については建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、湾工事設計要覧、道路示方書等の基準水平震度とする。」を「建物については建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、<u>港</u>湾工事設計要覧、道路<u>橋設計</u>示方書等の基準水平震度とする。」に修正。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの</p>	61

2	10	8 1	<p>→ (2) 防災施設の現況 ア 変電設備</p> <p>「既往の浸水実績を考慮して対処するとともに、<u>屋外鉄構の強度は風速 40m/s の風圧に耐え得るように設計が行われている。</u>」の「<u>屋外鉄構の強度は</u>」を追記。</p> <p>→ (2) 防災施設の現況 イ 送電設備</p> <p>「送電線は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や伝染の強度設計が行われている。」を「<u>支持物及び電線の強度は、風速 40m/s (地上 15m) を基準にし、風速の上空通増を考慮した風圧に耐え得よう設計している。</u></p> <p><u>倒木等による事故を防止するため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努める。</u></p> <p><u>電線路に接近して倒壊し易い工作物 (例えばテレビアンテナ等) を設置しないよう、平常時から PR して一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。」に修正。</u></p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの</p>	62
2	11	8 5	<p>→2 収集・運搬・管理体制の確立</p> <p>「災害時のごみの排出量は、「千葉県市町村<u>災害</u>廃棄物処理計画策定指針」に基づいて」を「災害時のごみの排出量は、「千葉県市町村<u>震災</u>廃棄物処理計画策定指針」に基づいて」に修正。</p>	63
3	1	1	<p>→第1節 災害応急活動体制</p> <p>「大規模な災害が発生し」を「<u>風水害等による災害が発生し</u>」に修正。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの</p>	64
3	1	6~9	<p>→表 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌 (1/4) ~ (4/4)</p> <p>表中の事務分掌の欄で段落が空白部分がありますので修正</p>	65
3	1	8	<p>→建設部・建設庶務班の事務分掌中 3</p> <p>「<u>崖崩れ</u>対策に関すること。」を「<u>土砂災害</u>対策に関すること。」に修正。</p>	66

3	1	1 3	<p>下記のとおり修正</p> <p>→表 配置基準</p> <table border="1" data-bbox="416 315 1329 994"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 315 523 344">体制区分</th> <th data-bbox="647 315 1098 344">配備基準</th> <th data-bbox="1134 315 1329 344">配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 344 523 701" rowspan="2">市災害対策本部設置</td> <td data-bbox="523 344 647 510">注意配備</td> <td data-bbox="647 344 1098 510">次の注意報の1つ以上が管内に発令され、<u>ある</u>いは、<u>災害の発生が予想される場合</u>で市長が必要と認めるとき ア 大雨注意報 イ 洪水注意報、</td> <td data-bbox="1098 344 1329 510">安心安全課長、河川課長、安心安全課職員、河川課職員数名、関係各課職員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 510 647 701">警戒配備</td> <td data-bbox="647 510 1098 701">次の警報の1つ以上が管内に発令され、<u>ある</u>いは、<u>災害の発生が予想される場合</u>で市長が必要と認めるとき ア 大雨警報 イ 暴風警報 ウ 洪水警報</td> <td data-bbox="1098 510 1329 701">本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね1/4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 701 523 994" rowspan="3">市災害対策本部設置後 〔非常配備〕</td> <td data-bbox="523 701 647 801">第1配備</td> <td data-bbox="647 701 1098 801">ア 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合<u>等</u>で、本部長が必要と認めたとき</td> <td data-bbox="1098 701 1329 801">本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね1/3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 801 647 902">第2配備</td> <td data-bbox="647 801 1098 902">(省略)</td> <td data-bbox="1098 801 1329 902">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 902 647 994">第3配備</td> <td data-bbox="647 902 1098 994">(省略)</td> <td data-bbox="1098 902 1329 994">(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの</p>	体制区分	配備基準	配備人員	市災害対策本部設置	注意配備	次の注意報の1つ以上が管内に発令され、 <u>ある</u> いは、 <u>災害の発生が予想される場合</u> で市長が必要と認めるとき ア 大雨注意報 イ 洪水注意報、	安心安全課長、河川課長、安心安全課職員、河川課職員数名、関係各課職員	警戒配備	次の警報の1つ以上が管内に発令され、 <u>ある</u> いは、 <u>災害の発生が予想される場合</u> で市長が必要と認めるとき ア 大雨警報 イ 暴風警報 ウ 洪水警報	本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね1/4	市災害対策本部設置後 〔非常配備〕	第1配備	ア 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合 <u>等</u> で、本部長が必要と認めたとき	本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね1/3	第2配備	(省略)	(省略)	第3配備	(省略)	(省略)	67
体制区分	配備基準	配備人員																						
市災害対策本部設置	注意配備	次の注意報の1つ以上が管内に発令され、 <u>ある</u> いは、 <u>災害の発生が予想される場合</u> で市長が必要と認めるとき ア 大雨注意報 イ 洪水注意報、	安心安全課長、河川課長、安心安全課職員、河川課職員数名、関係各課職員																					
	警戒配備	次の警報の1つ以上が管内に発令され、 <u>ある</u> いは、 <u>災害の発生が予想される場合</u> で市長が必要と認めるとき ア 大雨警報 イ 暴風警報 ウ 洪水警報	本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね1/4																					
市災害対策本部設置後 〔非常配備〕	第1配備	ア 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合 <u>等</u> で、本部長が必要と認めたとき	本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね1/3																					
	第2配備	(省略)	(省略)																					
	第3配備	(省略)	(省略)																					
3	1	2 1	<p>→（2）住家の滅失等の算定 ア 住家が滅失したもの</p> <p>「住居のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその<u>住家の</u>延面積の 70%以上に達した程度のもの」の「<u>住家の</u>」を追記。</p>	68																				
3	1	2 2	<p>→3 災害救助法の適用手続き （1）災害救助法の適用要請</p> <p>「要請は、次に掲げる事項について<u>柏</u>健康福祉センターを經由して」を 「要請は、次に掲げる事項について<u>松戸</u>健康福祉センターを經由して」に修正。</p>	69																				
3	1	2 3	<p>→（2）適用養成の特例</p> <p>「災害救助法施行細則（昭和 23 年千葉県規則第 19 号）第 5 条の規定により、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施<u>決定</u>を待つことができない場合には、」の「<u>決定</u>」を削除。</p>	70																				

3	1	24	下記のとおり修正 →表 災害救助法適用後の救助の種類及び実施者		71		
			救助の種類	実施期	実施者	市への委託の有無	
			収容施の給	避難所	7日以内	県知事	○
				応急仮設住宅	20日以内に着工	県知事 (住宅課)	
			炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	7日以内	県知事	○
				飲料水の供給	7日以内	県知事	○
			被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		10日以内	県知事	○
			医及び助産	医療	14日以内	県知事 (救護班・日赤)	
				助産	分娩日から7日以内	県知事 (救護班・日赤)	
			災害にかかった者の救出		3日以内	県知事	○
			災害にかかった住宅の応急修理		1か月以内完了	県知事	○
			学用品の給与		教科書1か月以内 その他の学用品 15日以内	県知事	○
			埋葬		10日以内	県知事	○
			応急救助のための輸送費		当該救助の実施が認められる期間以内	県知事	○
			応急救助のための賃金職員等雇上費		当該救助の実施が認められる期間以内	県知事	○
			死体の捜索		10日以内	県知事	○
			死体の処理		10日以内	県知事 (救護班・日赤)	
			障害物の除去		10日以内完了	県知事	○

3	2	27	<p>下記のとおり修正</p> <p>→2 気象警報等の種類と発表基準</p> <p>平成22年5月27日から気象庁では、大雨などの気象警報・注意報について市町村毎に発表することとなりましたので、次の表を参考に修正</p> <div data-bbox="507 472 1270 1025" data-label="Table"> <p style="text-align: center;">警報・注意報発表基準一覧表 平成22年5月27日現在 気象庁発表 銚子地方気象台</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>対象地域</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">警報</td> <td>大雨</td> <td>1時間雨量30mm</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>1時間雨量30mm</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>1時間雨量30mm</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>1時間雨量30mm</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>1時間雨量30mm</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>1時間雨量30mm</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>1時間雨量30mm</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>1時間雨量30mm</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>1時間雨量30mm</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>1時間雨量30mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">注意報</td> <td>大雨</td> <td>1時間雨量20mm</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>1時間雨量20mm</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>1時間雨量20mm</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>1時間雨量20mm</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>1時間雨量20mm</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>1時間雨量20mm</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>1時間雨量20mm</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>1時間雨量20mm</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>1時間雨量20mm</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>1時間雨量20mm</td> </tr> </tbody> </table> </div>	市町村	対象地域	発表基準	警報	大雨	1時間雨量30mm	大雨	1時間雨量30mm	大雨	1時間雨量30mm	大雨	1時間雨量30mm	大雨	1時間雨量30mm	大雨	1時間雨量30mm	大雨	1時間雨量30mm	大雨	1時間雨量30mm	大雨	1時間雨量30mm	大雨	1時間雨量30mm	注意報	大雨	1時間雨量20mm	大雨	1時間雨量20mm	大雨	1時間雨量20mm	大雨	1時間雨量20mm	大雨	1時間雨量20mm	大雨	1時間雨量20mm	大雨	1時間雨量20mm	大雨	1時間雨量20mm	大雨	1時間雨量20mm	大雨	1時間雨量20mm	72
市町村	対象地域	発表基準																																															
警報	大雨	1時間雨量30mm																																															
	大雨	1時間雨量30mm																																															
	大雨	1時間雨量30mm																																															
	大雨	1時間雨量30mm																																															
	大雨	1時間雨量30mm																																															
	大雨	1時間雨量30mm																																															
	大雨	1時間雨量30mm																																															
	大雨	1時間雨量30mm																																															
	大雨	1時間雨量30mm																																															
	大雨	1時間雨量30mm																																															
注意報	大雨	1時間雨量20mm																																															
	大雨	1時間雨量20mm																																															
	大雨	1時間雨量20mm																																															
	大雨	1時間雨量20mm																																															
	大雨	1時間雨量20mm																																															
	大雨	1時間雨量20mm																																															
	大雨	1時間雨量20mm																																															
	大雨	1時間雨量20mm																																															
	大雨	1時間雨量20mm																																															
	大雨	1時間雨量20mm																																															
3	2	30	<p>下記について検討</p> <p>→（3） 注意報・警報の取扱い ウ 土砂災害に対する一層の警戒を伝える警報等の発表について</p> <p>県の地域防災計画のように、ウを（4）として土砂災害警戒情報を追加、また、その内容は、「第2章第3節6土砂災害警戒情報の発表」と同様になることから、下記の県地域防災計画を参考に「第2章第3節6」の修正及び「第3章第2節2（4）」の追記の検討</p>	73																																													
3	2	32	<p>→4 異常現象発見者の通報義務 （3） 市長</p> <p>「通報を受けた場合、市長は銚子地方気象台、県（消防地震防災課）及びその他の関係機関に通報する。必要があるときは、消防機関の協力を求めるものとする。」とありますが、県地域防災計画の記載にあわせ修正</p> <p>※ 参考（県地域防災計画）</p> <p>異常現象発見の際の手続き</p>	74																																													

			<p><u>ア 災害対策基本法第54条の規定に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市町村長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。</u></p> <p><u>イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報する。</u></p> <p><u>ウ 上記ア及びイにより通報を受けた市町村長は、直ちに下記の機関に通報する。</u></p> <p><u>(ア) 銚子地方気象台</u></p> <p><u>(イ) その災害に関係のある近隣市町村</u></p> <p><u>(ウ) 最寄りの県出先機関（県民センター（事務所）、地域整備センター）及び警察署</u></p>					
3	2	38	<p>下記のとおり修正</p> <p>→表 非常・緊急通話及び非常・緊急電報の内容</p> <table border="1"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">非常通話・電報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの ・洪水、津波、高潮等が発生しもしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項 ・災害の予防又は救援のため緊急を要する事項 ・道路、鉄道その他の交通施設の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項 ・通信施設の災害予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項 ・電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項 ・秩序の維持のため緊急を要する事項 ・災害の予防又は救援のため必要な事項 </td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">緊急通話・電報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項 ・治安の維持のため緊急を要する事項 ・天災、事変その他の災害に際して、災害状況の報道を内容とする事項 ・水道、ガス等の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項 </td> </tr> </table> <p>※ 電話サービス契約約款第63条の規定にあわせたもの</p>	非常通話・電報	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの ・洪水、津波、高潮等が発生しもしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項 ・災害の予防又は救援のため緊急を要する事項 ・道路、鉄道その他の交通施設の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項 ・通信施設の災害予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項 ・電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項 ・秩序の維持のため緊急を要する事項 ・災害の予防又は救援のため必要な事項 	緊急通話・電報	<ul style="list-style-type: none"> ・火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項 ・治安の維持のため緊急を要する事項 ・天災、事変その他の災害に際して、災害状況の報道を内容とする事項 ・水道、ガス等の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項 	75
非常通話・電報	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの ・洪水、津波、高潮等が発生しもしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項 ・災害の予防又は救援のため緊急を要する事項 ・道路、鉄道その他の交通施設の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項 ・通信施設の災害予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項 ・電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項 ・秩序の維持のため緊急を要する事項 ・災害の予防又は救援のため必要な事項 							
緊急通話・電報	<ul style="list-style-type: none"> ・火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項 ・治安の維持のため緊急を要する事項 ・天災、事変その他の災害に際して、災害状況の報道を内容とする事項 ・水道、ガス等の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項 							
3	2	39	<p>下記のとおり修正</p> <p>→ (ウ) 頼信の手続き</p> <p>「・あて先の住所・氏名又は名称（職名）及び電話番号」の「又は名称」を追記。</p>	76				

3	2	48	<p>下記のとおり修正</p> <p>→表 県及び関係機関の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="416 311 1329 887"> <tr> <td data-bbox="416 311 523 450">東葛飾県民センター</td> <td data-bbox="523 311 807 450">(省略)</td> <td data-bbox="807 311 1329 450">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 450 523 555">県</td> <td data-bbox="523 450 807 555">(省略)</td> <td data-bbox="807 450 1329 555">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 555 523 887" rowspan="6">総務省消防庁</td> <td data-bbox="523 555 807 591">勤務時間内</td> <td data-bbox="807 555 1329 591">応急対策室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 591 807 627">NTT 電話</td> <td data-bbox="807 591 1329 627">03-5253-7527</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 627 807 663">NTT FAX</td> <td data-bbox="807 627 1329 663">03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 663 807 698">消防防災無線（衛星系）電話</td> <td data-bbox="807 663 1329 698">048-500-90-49013</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 698 807 734">消防防災無線（衛星系）FAX</td> <td data-bbox="807 698 1329 734">048-500-90-49033</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 734 807 770">勤務時間外</td> <td data-bbox="807 734 1329 770">宿直室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 770 523 806">NTT 電話</td> <td data-bbox="523 770 807 806">03-5253-7777</td> <td data-bbox="807 770 1329 806">03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 806 523 842">NTT FAX</td> <td data-bbox="523 806 807 842">03-5253-7553</td> <td data-bbox="807 806 1329 842">048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 842 523 878">消防防災無線（衛星系）電話</td> <td data-bbox="523 842 807 878">048-500-90-49102</td> <td data-bbox="807 842 1329 878">048-500-90-49036</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 878 523 913">消防防災無線（衛星系）FAX</td> <td data-bbox="523 878 807 913">048-500-90-49036</td> <td data-bbox="807 878 1329 913"></td> </tr> </table> <p>※ 市町村から消防庁への連絡方法について、地上系の無線は使用できないので記述から削除</p>	東葛飾県民センター	(省略)	(省略)	県	(省略)	(省略)	総務省消防庁	勤務時間内	応急対策室	NTT 電話	03-5253-7527	NTT FAX	03-5253-7537	消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49013	消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49033	勤務時間外	宿直室	NTT 電話	03-5253-7777	03-5253-7553	NTT FAX	03-5253-7553	048-500-90-49102	消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49102	048-500-90-49036	消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49036		77
東葛飾県民センター	(省略)	(省略)																																	
県	(省略)	(省略)																																	
総務省消防庁	勤務時間内	応急対策室																																	
	NTT 電話	03-5253-7527																																	
	NTT FAX	03-5253-7537																																	
	消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49013																																	
	消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49033																																	
	勤務時間外	宿直室																																	
NTT 電話	03-5253-7777	03-5253-7553																																	
NTT FAX	03-5253-7553	048-500-90-49102																																	
消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49102	048-500-90-49036																																	
消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49036																																		
3	2	50	<p>下記について修正</p> <p>→2 広報活動（1）緊急通報 エ ヘリコプターによる広報</p> <p>「必要に応じて、搭載スピーカーによるヘリコプターからの避難勧告、避難指示等について、県及び関係機関に要請する。」とありますが、「自衛隊（木更津）のヘリはスピーカーを装備しておらず、県警ヘリ（3機所有）は、情報収集を行い、その内の大型のヘリ（2機）は、音が大きく広報に不向きであり、小型のヘリは、スピーカーを付け替えることで広報が可能だが、予め広報用と位置付けることはできない。」というのが、関係機関の意見です。</p> <p>よって、エの記載については、削除</p>	78																															
3	3	61	<p>下記について修正及び検討</p> <p>→9 応援隊の派遣</p> <p>「本市が被災していない場合は、消防相互応援協定及び県知事の指示により、救急隊・救助隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救急・救助活動を行うものとする。」と記載してありますが、貴市消防本部が千葉県広域消防相互応援隊として消火隊・救急隊・救助隊・後方支援隊・特</p>	79																															

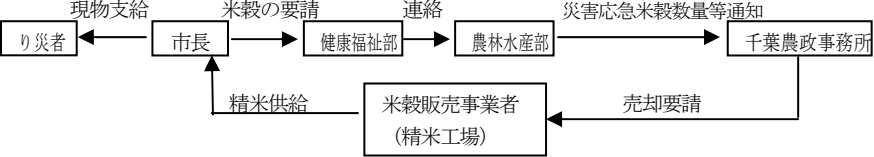
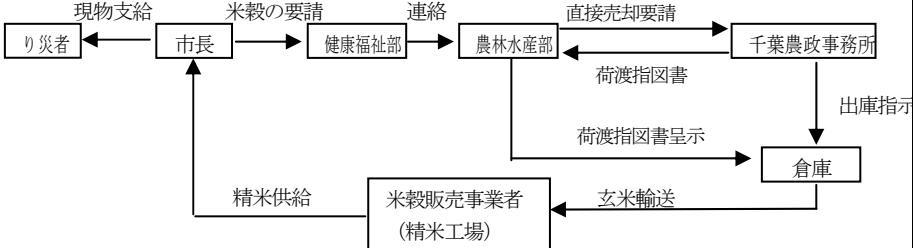
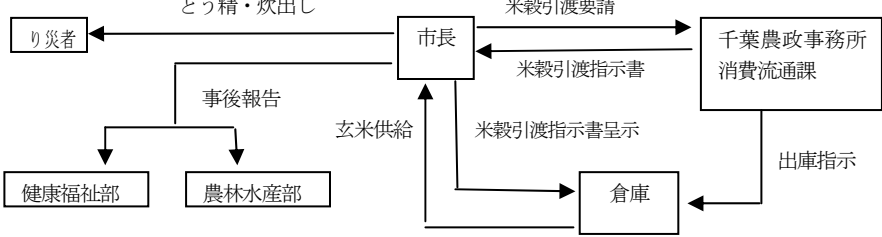
			<p>殊装備隊が登録されています。また、緊急消防援助隊には、消火隊・救急隊・救助隊・後方支援隊が登録されています。</p> <p>登録部隊については、変更が生じる可能性もあり、変更があれば、その都度地域防災計画を修正することとなりますので、記載方法の変更または、詳細を資料編に記載するかの検討</p>	
3	4	71 ~ 72	<p>下記のとおり修正</p> <p>→第1 災害警備計画 1 警備体制 2 災害発生時の警備活動</p> <p><u>「第1 災害警備計画</u></p> <p><u>警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種災害の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。</u></p> <p><u>1 警備体制</u></p> <p><u>警察本部及び警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。</u></p> <p><u>(1) 総合対策本部</u></p> <p><u>大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合</u></p> <p><u>(2) 対策室</u></p> <p><u>災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合</u></p> <p><u>(3) 連絡室</u></p> <p><u>県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合</u></p> <p><u>2 災害警備活動要領</u></p> <p><u>(1) 要員の招集及び参集</u></p> <p><u>(2) 気象情報及び災害情報の収集及び伝達</u></p> <p><u>(3) 装備資機材の運用</u></p> <p><u>(4) 通信の確保</u></p> <p><u>(5) 救出及び救護</u></p> <p><u>(6) 避難誘導及び避難地区の警戒</u></p>	80

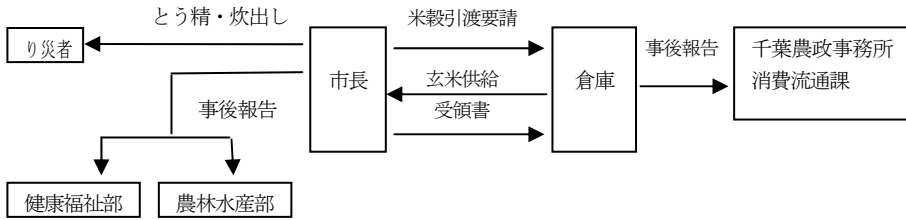
			<p>(7) <u>警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置</u></p> <p>(8) <u>災害の拡大防止と二次災害の防止</u></p> <p>(9) <u>報道発表</u></p> <p>(10) <u>行方不明者の捜索及び迷子等の保護</u></p> <p>(11) <u>死傷者の身元確認、遺体の収容</u></p> <p>(12) <u>交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）</u></p> <p>(13) <u>地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）</u></p> <p>(14) <u>協定に基づく関係機関への協力要請</u></p> <p>(15) <u>その他必要な応急措置</u></p> <p>に修正。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	
3	5	81	<p>下記について確認</p> <p>→表 江戸川の洪水時における避難の基準</p> <p>避難勧告の水位が 8.90m と記載されていますが、避難判断水位であるならば 8.70m</p> <p>避難指示の水位が 9.20m と記載されていますが、氾濫危険水位であるならば 9.00m。</p>	81
3	5	85	<p>下記について修正</p> <p>→第5 避難誘導の方法 1 警戒区域の場合</p> <p>避難の勧告・指示と警戒区域の設定とは異なりますので、修正</p>	82
3	5	88	<p>→第7 避難所の開設</p> <p>「避難誘導交通班は、災害によって住居の使用が困難になった被災者、避難準備情報及び避難勧告・指示に従って避難した住民を収容する場所として、避難所を開設する。</p> <p>なお、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、災害時要援護者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。」の「<u>とともに、災害時要援護者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努める</u>」を追記。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	83

3	5	89	<p>下記について検討</p> <p>→「市町村は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールを作成に努める。」</p> <p>先の記述を参考にしてペットの対策について「7 登録窓口の設置」と「8 災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額等」の間に入れ「8 災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額等」を「9 災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額等」に修正することの検討</p>	84												
3	6	96	<p>下記の修正</p> <p>→表 医療機関</p> <table border="1" data-bbox="416 808 1329 943"> <thead> <tr> <th>医療機関</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流山市医師会</td> <td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td> <td>04-7155-2324</td> </tr> <tr> <td>流山市歯科医師会</td> <td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td> <td>04-7155-3355</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社千葉県支部</td> <td>千葉市中央区千葉港 5-7</td> <td>043-241-7531</td> </tr> </tbody> </table>	医療機関	所在地	電話	流山市医師会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-2324	流山市歯科医師会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-3355	日本赤十字社千葉県支部	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531	85
医療機関	所在地	電話														
流山市医師会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-2324														
流山市歯科医師会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-3355														
日本赤十字社千葉県支部	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531														
3	6	98	<p>下記のとおり修正</p> <p>→表 県内の主な災害拠点病院</p> <table border="1" data-bbox="416 1084 1329 1279"> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1084 874 1216"> <p>基幹災害医療センター</p> </td> <td data-bbox="874 1084 1329 1216"> <p>日本医科大学千葉北総病院 総合病院国保旭中央病院 医療法人鉄蕉会亀田総合病院 国保直営総合病院君津中央病院</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1216 874 1279"> <p>地域災害医療センター (東葛北部)</p> </td> <td data-bbox="874 1216 1329 1279"> <p>総合病院国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学付属柏病院</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年5月21日で、次のとおり災害拠点病院の指定(変更)がありましたので修正となります。</p> <p>① 「医療法人鉄蕉会亀田総合病院」及び「国保直営総合病院君津中央病院」を、地域災害医療センターから基幹災害医療センターに指定(変更)する。</p> <p>② 「千葉県循環器病センター」を、基幹災害医療センターから地域災害医療センターに指定(変更)する。</p>	<p>基幹災害医療センター</p>	<p>日本医科大学千葉北総病院 総合病院国保旭中央病院 医療法人鉄蕉会亀田総合病院 国保直営総合病院君津中央病院</p>	<p>地域災害医療センター (東葛北部)</p>	<p>総合病院国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学付属柏病院</p>	86								
<p>基幹災害医療センター</p>	<p>日本医科大学千葉北総病院 総合病院国保旭中央病院 医療法人鉄蕉会亀田総合病院 国保直営総合病院君津中央病院</p>															
<p>地域災害医療センター (東葛北部)</p>	<p>総合病院国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学付属柏病院</p>															

3	6	100	<p>下記の修正</p> <p>→5 助産活動 （1） 実施機関 イ</p> <p>「市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。」と記載してありますが、「医療及び助産」については、次のとおり市町村長が行うことから除かれているので削除</p>	87
3	6	103	<p>下記のとおり修正</p> <p>→（5）消毒の実施</p> <p>「防疫衛生班は、災害により家屋周辺が不衛生になった場合等の必要に応じて感染症法第27条の規定により、松戸健康福祉センター（松戸保健所）との連携により消毒を実施する。」の「<u>感染症法第27条の規定により</u>」を追記。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの</p>	88
3	6	103	<p>下記のとおり修正</p> <p>→4 記録の整備及び状況等の報告</p> <p>「市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、警察署、消防署等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を記録するものとする。</p> <p>また、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告するものとする。」の「<u>また、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告するものとする。</u>」を追記。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの</p>	89
3	6	104	<p>→6 「市は、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、ただちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、被災者に対し、適切な広報及び指導を行う。また、必要があれば、県に水質検査の実施を要請するものとする。」を</p> <p>「<u>松戸健康福祉センターは、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、ただちに巡回チームを編成し、安全を確保する。</u></p> <p>また、市は、松戸健康福祉センターと協力して被災者に対し適切な広報</p>	90

			及び指導を行う」に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの	
3	6	108	→ (1) 実施機関 ウ 「災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事の指示により <u>遺体の搜索及び埋葬については、</u> 市長が救助を行うものとする。」の「て」を削除、「 <u>遺体の搜索及び埋葬については、</u> 」を追記 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	91
3	6	108	下記のとおり修正 → (2) 遺体の搜索 (イ) 支出費用 「遺体の搜索のために支出する費用は、舟艇その搜索のための機会器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費、輸送費及び人件費の実費とする。」の「 <u>又は購入費</u> 」を追記。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	92
3	6	110	→ (5) 遺体の埋葬 ア 災害救助法が適用された場合の実施基準 (イ) 支出費用 「埋葬のため支出できる費用は、1体あたり大人(12歳以上) 199,000 円以内、小人(12歳未満) 159,200 円以内とする。」を 「埋葬のため支出できる費用は、1体あたり大人(12歳以上) 201,000 円以内、小人(12歳未満) 160,800 円以内とする。」に修正	93
3	7	115	下記のとおり修正 →2 食糧供給の対象者 イ 「住家が全壊、全焼、半焼、又は床上浸水等により被害をうけたため、炊事ができない者」の「 <u>又は</u> 」を追記。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	94

<p>3</p>	<p>7</p>	<p>116～ 117</p>	<p>下記のとおり修正</p> <p>→3 食糧の調達（1）農政事務所からの調達</p> <p>「(1) 農政事務所からの調達</p> <p>ア 米穀の調達は、市長が災害発生に伴い、給食を必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、千葉農政事務所長に通知する。</p>  <p>イ 災害が広範囲にわたり、調達量が多いときは、知事（農林水産部）が直接売却を受けて、政府寄託倉庫から調達する。</p>  <p>ウ 交通が途絶し、孤立化した場合の市の緊急措置による場合</p> <p>(ア) 市が千葉農政事務所と連絡が取れる場合</p>  <p>(イ) 市が千葉農政事務所消費流通課に連絡が取れない場合</p> <p>市長は、(ア) に定める農政事務所消費流通課長等に連絡がとれない場合に限り、政府寄託倉庫の責任者に災害救助用米穀緊急引渡要請書（様式 47（様式第2号））により直接要請を行うことができるものとする。</p>	<p>95</p>
----------	----------	---------------------	--	-----------

			 <p>※ 市長は、(ア)、(イ) により <u>政府寄託倉庫</u> から政府米の引渡しを受けたときは実引取人をして災害救助用米穀受領書（様式 48（様式第 5 号））を倉庫の責任者に提出するものとする。</p> <p>エ 削除</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。ただし、「エ 乾パン」にあっては、平成 22 年 2 月末をもって農林水産省による備蓄が廃止されたため、削除。</p>											
3	7	119	<p>下記のとおり修正</p> <p>→表 食糧集積場所の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="414 1120 1327 1254"> <thead> <tr> <th>集積場所</th> <th>電話</th> <th>保管責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とうかつ中央農業共同組合八木支店</td> <td>04-7158-2211</td> <td rowspan="3">とうかつ中央農業協同組合 代表理事組合長</td> </tr> <tr> <td>とうかつ中央農業共同組合流山支店</td> <td>04-7159-1001</td> </tr> <tr> <td>とうかつ中央農業共同組合新川支店</td> <td>04-7152-3171</td> </tr> </tbody> </table>	集積場所	電話	保管責任者	とうかつ中央農業共同組合八木支店	04-7158-2211	とうかつ中央農業協同組合 代表理事組合長	とうかつ中央農業共同組合流山支店	04-7159-1001	とうかつ中央農業共同組合新川支店	04-7152-3171	96
集積場所	電話	保管責任者												
とうかつ中央農業共同組合八木支店	04-7158-2211	とうかつ中央農業協同組合 代表理事組合長												
とうかつ中央農業共同組合流山支店	04-7159-1001													
とうかつ中央農業共同組合新川支店	04-7152-3171													
3	7	119	<p>下記のとおり修正</p> <p>→1 実施機関 ア</p> <p>「被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の<u>供与</u>又は貸与は、市長が行う」を「被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の<u>給与</u>又は貸与は、市長が行う」に修正。</p>	97										
3	7	123	<p>下記について確認</p> <p>→イ 鉄道</p> <p>「必要に応じて東日本旅客鉄道(株) (JR 東日本) 等に協力を要請するものとする」と記載してありますが、協定または、覚書を締結していますか。</p> <p>→エ ヘリコプター</p> <p>「ヘリコプターが必要な場合は、電話等により必要事項を明らかにして</p>	98										

			<p>県に要請するものとする。</p> <p>また、さらにヘリコプターが必要な場合には、県を通じて自衛隊に派遣を依頼するものとする。」記載されていますが、自衛隊以外のヘリコプターとは、何のヘリコプターでしょうか。千葉県では、防災ヘリコプターは所有していません。</p> <p>【県の意見】※ 千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱第5条の規定を確認してください。</p> <p>また、ドクターヘリの要請についても消防本部に確認してください。</p>																			
3	7	123	<p>下記のとおり修正</p> <p>→表 県の連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>昼・夜</th> <th>連絡先名称</th> <th>NTT 電話番号</th> <th>県防災 行政無線 電話番号</th> <th>県防災 行政無線 FAX 番号</th> <th>NTT FAX 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間 8:30～17:15</td> <td>消防地震防災課</td> <td>043-223-2175</td> <td>500-7361</td> <td>500-7298</td> <td>043-222-5208</td> </tr> <tr> <td>夜間 17:15～8:30</td> <td>消防地震防災課</td> <td>043-223-2178</td> <td>500-7225</td> <td>500-7110</td> <td>043-222-5219</td> </tr> </tbody> </table>	昼・夜	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災 行政無線 電話番号	県防災 行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号	昼間 8:30～17:15	消防地震防災課	043-223-2175	500-7361	500-7298	043-222-5208	夜間 17:15～8:30	消防地震防災課	043-223-2178	500-7225	500-7110	043-222-5219	99
昼・夜	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災 行政無線 電話番号	県防災 行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号																	
昼間 8:30～17:15	消防地震防災課	043-223-2175	500-7361	500-7298	043-222-5208																	
夜間 17:15～8:30	消防地震防災課	043-223-2178	500-7225	500-7110	043-222-5219																	
3	8	127	<p>下記のとおり修正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定の名称</th> <th>締結先市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定（資料36）</td> <td>市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市</td> </tr> <tr> <td>災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定</td> <td>千葉県及び千葉県下 54 市町村</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table>	協定の名称	締結先市町村名	災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定（資料36）	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び千葉県下 54 市町村	(以下省略)		100										
協定の名称	締結先市町村名																					
災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定（資料36）	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市																					
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び千葉県下 54 市町村																					
(以下省略)																						
3	8	131	<p>→3 近隣市町との消防相互応援協定</p> <p>「消防組織法第 21 条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している近隣市町に対し、要請する。」を「消防組織法第 39 条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している近隣市町に対し、要請する。」に修正。</p>	101																		
3	8	131	<p>下記のとおり修正</p> <p>→応援要請の手続・方法 イ</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ア 災害の種別</td> </tr> <tr> <td>イ 災害発生の場所</td> </tr> <tr> <td>ウ 応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量</td> </tr> <tr> <td>エ <u>応援隊受け入れ場所</u></td> </tr> <tr> <td>オ その他必要な事項</td> </tr> </tbody> </table>	ア 災害の種別	イ 災害発生の場所	ウ 応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量	エ <u>応援隊受け入れ場所</u>	オ その他必要な事項	102													
ア 災害の種別																						
イ 災害発生の場所																						
ウ 応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量																						
エ <u>応援隊受け入れ場所</u>																						
オ その他必要な事項																						

3	8	134	<p>→第2 災害派遣要請の範囲</p> <p>「自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として生命・身体・財産の救護のため必要であり、」を「自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命又は財産の保護のため必要であり、」に修正。</p> <p>※ 自衛隊法第83条及び県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	103																														
3	8	135	<p>下記のとおり修正</p> <p>→表 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲</p> <table border="1" data-bbox="416 629 1329 1413"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 629 644 663">項目</th> <th data-bbox="644 629 1329 663">活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 663 644 696">被害状況の把握</td> <td data-bbox="644 663 1329 696">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 696 644 730">避難の援助</td> <td data-bbox="644 696 1329 730">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 730 644 797">遭難者等の捜索救助</td> <td data-bbox="644 730 1329 797">死者、行方不明者、負傷者等の捜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適切な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 797 644 831">水防活動</td> <td data-bbox="644 797 1329 831">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 831 644 864">消防活動</td> <td data-bbox="644 831 1329 864">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 864 644 954">道路又は水路等交通路上の障害物の排除</td> <td data-bbox="644 864 1329 954">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 954 644 1021">診察・防疫・病虫害防除等の支援</td> <td data-bbox="644 954 1329 1021">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1021 644 1088">人員及び物資の緊急輸送</td> <td data-bbox="644 1021 1329 1088">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1088 644 1155">炊飯及び給水の支援</td> <td data-bbox="644 1088 1329 1155">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1155 644 1223">救援物資の無償貸付又は譲与</td> <td data-bbox="644 1155 1329 1223">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1223 644 1256">交通規制の支援</td> <td data-bbox="644 1223 1329 1256">自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1256 644 1323">危険物の保安及び除去</td> <td data-bbox="644 1256 1329 1323">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1323 644 1391">予防措置</td> <td data-bbox="644 1323 1329 1391">風水害等の災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適切な手段がない場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1391 644 1413">その他</td> <td data-bbox="644 1391 1329 1413">(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	項目	活動内容	被害状況の把握	(省略)	避難の援助	(省略)	遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等の捜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適切な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施）	水防活動	(省略)	消防活動	(省略)	道路又は水路等交通路上の障害物の排除	(省略)	診察・防疫・病虫害防除等の支援	(省略)	人員及び物資の緊急輸送	(省略)	炊飯及び給水の支援	(省略)	救援物資の無償貸付又は譲与	(省略)	交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。	危険物の保安及び除去	(省略)	予防措置	風水害等の災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適切な手段がない場合	その他	(省略)	104
項目	活動内容																																	
被害状況の把握	(省略)																																	
避難の援助	(省略)																																	
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等の捜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適切な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施）																																	
水防活動	(省略)																																	
消防活動	(省略)																																	
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	(省略)																																	
診察・防疫・病虫害防除等の支援	(省略)																																	
人員及び物資の緊急輸送	(省略)																																	
炊飯及び給水の支援	(省略)																																	
救援物資の無償貸付又は譲与	(省略)																																	
交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。																																	
危険物の保安及び除去	(省略)																																	
予防措置	風水害等の災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適切な手段がない場合																																	
その他	(省略)																																	
3	8	136	<p>→1 災害派遣要請の手続き</p> <p>「また、事態が急迫し、県知事に要請するいとまがない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長部隊に通知するものとし、事後速やかに所定の手続きを行うものとする。」の「駐屯地司令等の職にある部隊等」を追記、「部隊」を削除。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	105																														

3	8	136	<p>下記のとおり修正</p> <p>→表 自衛隊の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="416 311 1329 607"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部隊名</th> <th colspan="2">連絡責任者</th> <th rowspan="2">NTT 電話番号 ()は当直司令</th> <th rowspan="2">県防災行政無線 電話</th> </tr> <tr> <th>時間内 (8:00~17:00)</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野)</td> <td>第3科 防衛班長</td> <td>駐屯地 当直司令</td> <td>047-462-2141 内線 202、<u>235、</u> 236 (302)</td> <td>632-721 632-725(当直)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 需品学校 (松戸)</td> <td>企画室 副室長</td> <td>駐屯地 当直司令</td> <td>047-387-2171 内線 202、(302)</td> <td>636-721 636-722(FAX) 631-723(当直)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの</p>	部隊名	連絡責任者		NTT 電話番号 ()は当直司令	県防災行政無線 電話	時間内 (8:00~17:00)	時間外	陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	047-462-2141 内線 202、 <u>235、</u> 236 (302)	632-721 632-725(当直)	陸上自衛隊 需品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	047-387-2171 内線 202、(302)	636-721 636-722(FAX) 631-723(当直)	106
部隊名	連絡責任者		NTT 電話番号 ()は当直司令		県防災行政無線 電話																
	時間内 (8:00~17:00)	時間外																			
陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	047-462-2141 内線 202、 <u>235、</u> 236 (302)	632-721 632-725(当直)																	
陸上自衛隊 需品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	047-387-2171 内線 202、(302)	636-721 636-722(FAX) 631-723(当直)																	
3	8	137	<p>→第6 災害派遣部隊の受入体制 1 受入体制 (1) 災害派遣部隊 到着前 ウ</p> <p>「派遣部隊の宿泊施設及び駐車場等を準備する。」を「派遣部隊の宿営 地及び駐車場等を準備する。」に修正。</p>	107																	
3	8	138	<p>下記のとおり修正</p> <p>→3 派遣部隊の使用施設</p> <table border="1" data-bbox="416 1055 1329 1216"> <tr> <td>ア 本部事務室</td> </tr> <tr> <td>イ <u>宿营地</u></td> </tr> <tr> <td>ウ 材料置場、炊事場 <u>(野外の適切な広さ)</u></td> </tr> <tr> <td>エ 駐車場 <u>(車1台の基準は3m×8m)</u></td> </tr> <tr> <td>オ ヘリコプターの発着場</td> </tr> </table> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	ア 本部事務室	イ <u>宿营地</u>	ウ 材料置場、炊事場 <u>(野外の適切な広さ)</u>	エ 駐車場 <u>(車1台の基準は3m×8m)</u>	オ ヘリコプターの発着場	108												
ア 本部事務室																					
イ <u>宿营地</u>																					
ウ 材料置場、炊事場 <u>(野外の適切な広さ)</u>																					
エ 駐車場 <u>(車1台の基準は3m×8m)</u>																					
オ ヘリコプターの発着場																					
3	8	138	<p>下記のとおり修正</p> <p>→第7 災害派遣部隊の撤収要請</p> <p>「市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、文書により速やかに県知事に対して撤収要請を依頼するものとする。」を「市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、文書により速やかに県知事に対して撤収要請を依頼するものとする。<u>なお、県知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、市長及び派遣部隊の長と協議して行う。</u>」の「<u>なお、県知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、市長及び派遣部隊の長として行う。</u>」を追記。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	109																	

3	9	142	<p>→(2) 災害発生時の対策 イ 被害状況の周知 (ア)</p> <p>「本部の情報班は、速やかに被害状況の全般の<u>を</u>掌握し」を「本部の情報班は、速やかに被害状況の<u>全般を</u>掌握し」に修正。</p>	110
3	9	143	<p>→4 ガス施設の応急復旧 (1) 京和ガス㈱ ア 応急対策</p> <p>「非常災害が発生した<u>ばあい</u>は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害対策本部が設置される。一方、基本方針のひとつに保安体制の強化を挙げており」を「非常災害が発生した<u>場合は</u>、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害対策本部が設置される。一方、基本方針のひとつに<u>導管の</u>保安体制の強化を挙げており」に修正。</p> <p>→4 ガス施設の応急復旧 (1) 京和ガス㈱ イ 消費者に対する広報</p> <p>「県や市、消防署、<u>警察、官公庁、報道機関等</u>に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に報告及び連絡を行い、周知に努める。また、災害時には、住民の不安除去、波及的災害事故を防止するため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関関係に協力を要請し、あらゆる手段をつくしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の<u>注意事項</u>についての広報に努める。」を「県や市、消防署、<u>警察署等の官公庁及び報道機関</u>に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に報告及び連絡を行い、周知に努める。また、災害時には、住民の不安除去、波及的災害事故を防止するため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関関係に協力を要請し、あらゆる手段をつくしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の<u>注意事項等</u>についての広報に努める。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	111
3	9	143	<p>→4 ガス施設の応急復旧 (2) 京葉ガス㈱ イ 消費者に対する広報</p> <p>「<u>非常時</u>における広報は」を「<u>非常災害時</u>における広報は」に修正。</p>	112

3	10	156	<p>→2 対象者 イ</p> <p>「小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下特殊教育諸学校という。）の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の教育課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育学校の高等部、高等専門学校及び各種学校。）」を「小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校。）」に修正。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	113
3	10	156	<p>→3 支給品目 （1）教科書及び教材</p> <p>「教科書は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書とし、教材は県教育委員会に届出又は承認を受けている教材であること。」を「<u>教科書は、小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校生徒が正規の授業で使用する教材であること。</u>」に修正。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	114

3	11	162	<p>下記について検討</p> <p>→2 ごみ排出量の推定</p> <p>「市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるものと一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定して廃棄物処理計画を策定するものとする。」と記載してありますが、県地域防災計画の記載「市町村において、原則として千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図る。」と整合。</p>	115
3	11	164	<p>→3 し尿処理の実施 (2) 住民への指導</p> <p>「市は、水洗トイレを使用している世帯の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導するものとする。」と記載していますが、災害時に下水管等に被害が生じた場合、水があっても水洗トイレは使用できなくなります。記載について検討</p>	116
3	11	167	<p>→(5) 建設費用</p> <p>「応急仮設住宅設置のための費用は、県災害救助法施行細則で定める限度額の範囲内とし、1戸あたり 2,404,000 円以内とする。」を「応急仮設住宅設置のための費用は、県災害救助法施行細則で定める限度額の範囲内とし、1戸あたり、2,387,000 円以内とする。」に修正。</p> <p>※ 災害救助法施行細則の一部改正によるもの。</p>	117
3	11	168	<p>下記のとおり修正</p> <p>→(1) 入居者の選定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●住宅が全焼、全壊、又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者で、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者並びに要保護者</p> <p>イ 特定の資産のない失業者</p> <p>ウ 特定の資産のない寡婦並びに母子世帯</p> <p>エ 特定の資産のない老人・病弱者並びに身体障害者等</p> <p>オ 特定の資産のない勤労者</p> <p>カ 特定の資産のない小企業者</p> <p>キ 前各号に準ずる経済的弱者等</p> </div> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	118

3	11	170	<p>下記のとおり修正</p> <p>→3 住宅の応急修理計画 （2）修理対象者</p> <table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>生活保護法の被保護者並びに要保護者</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>特定の資産のない失業者</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>特定の資産のない寡婦、母子世帯、高齢者世帯、障害者世帯、病弱者等</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>特定の資産のない勤労者、中小企業者</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>前各号に準ずる経済的弱者</td> </tr> </table>	ア	生活保護法の被保護者並びに要保護者	イ	特定の資産のない失業者	ウ	特定の資産のない寡婦、母子世帯、高齢者世帯、障害者世帯、病弱者等	エ	特定の資産のない勤労者、中小企業者	オ	前各号に準ずる経済的弱者	119								
ア	生活保護法の被保護者並びに要保護者																					
イ	特定の資産のない失業者																					
ウ	特定の資産のない寡婦、母子世帯、高齢者世帯、障害者世帯、病弱者等																					
エ	特定の資産のない勤労者、中小企業者																					
オ	前各号に準ずる経済的弱者																					
3	11	171	<p>→（4）費用</p> <p>「修理に要する費用は、1世帯あたり 500,000 円以内とする。」を「修理に要する費用は、1世帯あたり 520,000 円以内とする。」に修正。</p> <p>※ 災害救助法施行細則によるもの。</p>	120																		
3	13	174	<p>下記のとおり修正</p> <p>→表 ボランティアの活動分野</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般ボランティア</th> <th>専門（技術）ボランティア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 避難所の運営補助</td> <td>ア 救護所等での医療救護活動</td> </tr> <tr> <td>イ 炊き出し、食糧等の配布</td> <td>イ 被災建築物の応急危険度判定</td> </tr> <tr> <td>ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送</td> <td>ウ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報</td> </tr> <tr> <td>エ 高齢者や障害者等災害時要援護者の介護</td> <td>エ 被災者への心理治療</td> </tr> <tr> <td>オ 被災地の清掃</td> <td>オ 高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供</td> </tr> <tr> <td>カ その他被災地における軽作業等</td> <td>カ 外国語の通訳、情報提供</td> </tr> <tr> <td></td> <td>キ 被災宅地の危険度判定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ク その他専門的知識、技能を要する活動等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	一般ボランティア	専門（技術）ボランティア	ア 避難所の運営補助	ア 救護所等での医療救護活動	イ 炊き出し、食糧等の配布	イ 被災建築物の応急危険度判定	ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送	ウ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報	エ 高齢者や障害者等災害時要援護者の介護	エ 被災者への心理治療	オ 被災地の清掃	オ 高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供	カ その他被災地における軽作業等	カ 外国語の通訳、情報提供		キ 被災宅地の危険度判定		ク その他専門的知識、技能を要する活動等	121
一般ボランティア	専門（技術）ボランティア																					
ア 避難所の運営補助	ア 救護所等での医療救護活動																					
イ 炊き出し、食糧等の配布	イ 被災建築物の応急危険度判定																					
ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送	ウ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報																					
エ 高齢者や障害者等災害時要援護者の介護	エ 被災者への心理治療																					
オ 被災地の清掃	オ 高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供																					
カ その他被災地における軽作業等	カ 外国語の通訳、情報提供																					
	キ 被災宅地の危険度判定																					
	ク その他専門的知識、技能を要する活動等																					
3	13	174	<p>→第3 ボランティアとして協力を求める個人、団体 （1）個人</p> <p>「イ 地域住民」を「イ 被災地周辺の住民」に修正。</p> <p>→第3 ボランティアとして協力を求める個人、団体 （2）団体</p> <p>「ア 日本赤十字社千葉県支部」を「ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団」に修正。</p> <p>→第3 ボランティアとして協力を求める個人、団体 （2）団体</p> <p>「ウ 日本アマチュア無線連盟千葉県支部」を「(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部」に修正。</p>	122																		
3	13	175	<p>→第4 ボランティア参加の呼びかけ</p> <p>「大規模な災害が発生した際には、テレビやラジオ、新聞等の」を「大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の」に修正。</p>	123																		

			※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。																													
3	13	178	<p>下記のとおり修正</p> <p>→ 表 専門（技術）ボランティアの活動内容と受入窓口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活 動 分 野</th> <th>個 人 ・ 団 体</th> <th>県受付窓口</th> <th>市 担 当 窓 口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医 療 看 護</td> <td>医師・看護師、薬剤師、歯 科医師</td> <td>県健康福祉部 医療整備課</td> <td>健 康 福 祉 課 健 康 増 進 課 (救 護 班)</td> </tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定</td> <td>被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士</td> <td>県土整備部 建築指導課 都市計画課</td> <td>都 市 計 画 部 建 築 住 宅 課 都 市 計 画 課 (土 木 建 築 班)</td> </tr> <tr> <td>高 齢 者 支 援</td> <td>支援団体</td> <td>健康福祉部 高齢者福祉課</td> <td>健 康 福 祉 部 介 護 支 援 課 高齢者生きがい推進課 (避 難 誘 導 交 通 班)</td> </tr> <tr> <td>障 害 者 支 援</td> <td>支援団体</td> <td>健康福祉部 健康福祉課</td> <td>健 康 福 祉 部 障 害 者 支 援 課 (避 難 誘 導 交 通 班)</td> </tr> <tr> <td>外 国 語 通 訳 、 翻 訳 、 情 報 提 供</td> <td>働 ち ば 国 際 コ ン ベ ン シ ョ ン ビ ュ ー ロ ー ボ ラ ン テ ィ ア 通 訳</td> <td>総合企画部 国際室</td> <td>企 画 財 政 部 企 画 政 策 課 (秘 書 広 報 室)</td> </tr> <tr> <td>通 信 、 情 報 連 絡</td> <td>(社)日本アマチュア無線連盟 千 葉 県 支 部</td> <td>総 務 部 消防地震防災課</td> <td>市 民 生 活 部 安 心 安 全 課 (総 務 班)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	活 動 分 野	個 人 ・ 団 体	県受付窓口	市 担 当 窓 口	医 療 看 護	医師・看護師、薬剤師、歯 科医師	県健康福祉部 医療整備課	健 康 福 祉 課 健 康 増 進 課 (救 護 班)	被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部 建築指導課 都市計画課	都 市 計 画 部 建 築 住 宅 課 都 市 計 画 課 (土 木 建 築 班)	高 齢 者 支 援	支援団体	健康福祉部 高齢者福祉課	健 康 福 祉 部 介 護 支 援 課 高齢者生きがい推進課 (避 難 誘 導 交 通 班)	障 害 者 支 援	支援団体	健康福祉部 健康福祉課	健 康 福 祉 部 障 害 者 支 援 課 (避 難 誘 導 交 通 班)	外 国 語 通 訳 、 翻 訳 、 情 報 提 供	働 ち ば 国 際 コ ン ベ ン シ ョ ン ビ ュ ー ロ ー ボ ラ ン テ ィ ア 通 訳	総合企画部 国際室	企 画 財 政 部 企 画 政 策 課 (秘 書 広 報 室)	通 信 、 情 報 連 絡	(社)日本アマチュア無線連盟 千 葉 県 支 部	総 務 部 消防地震防災課	市 民 生 活 部 安 心 安 全 課 (総 務 班)	124
活 動 分 野	個 人 ・ 団 体	県受付窓口	市 担 当 窓 口																													
医 療 看 護	医師・看護師、薬剤師、歯 科医師	県健康福祉部 医療整備課	健 康 福 祉 課 健 康 増 進 課 (救 護 班)																													
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部 建築指導課 都市計画課	都 市 計 画 部 建 築 住 宅 課 都 市 計 画 課 (土 木 建 築 班)																													
高 齢 者 支 援	支援団体	健康福祉部 高齢者福祉課	健 康 福 祉 部 介 護 支 援 課 高齢者生きがい推進課 (避 難 誘 導 交 通 班)																													
障 害 者 支 援	支援団体	健康福祉部 健康福祉課	健 康 福 祉 部 障 害 者 支 援 課 (避 難 誘 導 交 通 班)																													
外 国 語 通 訳 、 翻 訳 、 情 報 提 供	働 ち ば 国 際 コ ン ベ ン シ ョ ン ビ ュ ー ロ ー ボ ラ ン テ ィ ア 通 訳	総合企画部 国際室	企 画 財 政 部 企 画 政 策 課 (秘 書 広 報 室)																													
通 信 、 情 報 連 絡	(社)日本アマチュア無線連盟 千 葉 県 支 部	総 務 部 消防地震防災課	市 民 生 活 部 安 心 安 全 課 (総 務 班)																													
3	13	179	<p>→3 各種ボランティア団体との連携</p> <p>「県は」を「<u>県災害ボランティアセンター</u>」に修正。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	125																												
3	13	179	<p>→4 食事、宿泊場所の提供</p> <p>「市独自で・・・実施する」←途中で改行しているので修正してください。</p>	126																												
4	1	1	<p>→第1節 民生安定のための緊急措置計画</p> <p>「また、市及び県は、災害時における被災者（事業者を含む）の自立的 生活再建（生活復興）を支援するため関係機関、団体等と協力し、各種資 金の貸付等の措置を講じるものし、これらの被災者の自立的な生活再建に対 する支援措置について、被災地以外へ疎開等を行っている」を「また、市 及び県は、災害時における被災者（事業者を含む）の自立的な生活再建（生 活復興）を支援するため関係機関、団体等と協力し、各種資金の貸付等の 措置を講じるものとし、これらの被災者の自立的な生活再建に対する支援措</p>	127																												

			置について、被災地以外へ <u>避難等をしている</u> 」に修正。 ※ 疎開とは→災害や空襲に備えて、都市の人や物資・工場などを他の地に移すこと。									
4	1	2	<p>下記のとおり修正</p> <p>→1 相談窓口の設置</p> <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>相談の取扱い</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>ア 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工、農林・水産、土木・都市、教育、<u>女性のための相談</u>等の個別相談窓口を設置する。 イ (省略) ウ (省略) エ (省略)</td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>ア (省略) イ (省略)</td> </tr> </table> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	機関名	相談の取扱い	市	(省略)	県	ア 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工、農林・水産、土木・都市、教育、 <u>女性のための相談</u> 等の個別相談窓口を設置する。 イ (省略) ウ (省略) エ (省略)	警察署	ア (省略) イ (省略)	128
機関名	相談の取扱い											
市	(省略)											
県	ア 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工、農林・水産、土木・都市、教育、 <u>女性のための相談</u> 等の個別相談窓口を設置する。 イ (省略) ウ (省略) エ (省略)											
警察署	ア (省略) イ (省略)											
4	1	4	<p>下記のとおり修正</p> <p>→「(ア) 郵便関係」を「郵便事業(株)」に修正。</p> <p>→ (ア) 郵便関係 a.. 「なお、交付局は<u>集配郵便局</u>とする。」を「なお、交付局は<u>集配支店</u>とする。」に修正。</p> <p>→ (ア) 郵便関係 b. 「被災者が差し出す<u>通常</u>郵便物の料金免除を実施する。」の「<u>通常</u>」を追記。</p> <p>→ (ア) 郵便関係 b. 「なお、取扱局は原則として災害救助法が適用された市町村の区域内に<u>所在する郵便局とする。</u>」を「なお、取扱局は<u>郵便事業(株)が指定した支店とする。</u>」に修正。</p> <p>→ (ア) 郵便関係 c. 「<u>日本郵政グループ</u>が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除</p>	129								

			<p>を実施する。</p> <p>なお、引受局はすべての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。」を 「郵便事業(株)が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。</p> <p>なお、引受局はすべての支店とする。」に修正。</p> <p>※県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	
4	1	4	<p>下記のとおり修正</p> <p>→ (イ) 及び (ウ) を削除し、次のとおり修正</p> <p><u>「(イ) 郵便局(株)</u></p> <p><u>a. 災害時における窓口業務の維持をおこなう。</u></p> <p><u>b. 郵便事業(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。」</u></p> <p>※県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	130
4	1	5	<p>下記のとおり修正</p> <p>→オ 放送受信料</p> <p><u>「災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。」</u>に修正。</p>	131
4	1	9	<p>下記のとおり修正</p> <p>→第3 災害援護資金の貸付</p>	132

			<table border="1"> <tr> <td>対象となる災害</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>貸付対象となる被害程度</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>貸付金額</td> <td> ア 上覧アの場合 イ <u>上覧アと家財の損害が重複した場合</u> ウ (省略) エ (省略) オ 家財の損害の場合 (<u>上欄イの場合</u>) カ (省略) キ (省略) ク (省略) </td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>利子</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td>連帯保証人<u>になること</u></td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>申込方法</td> <td>(省略)</td> </tr> </table> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	対象となる災害	(省略)	貸付対象者	(省略)	貸付対象となる被害程度	(省略)	貸付金額	ア 上覧アの場合 イ <u>上覧アと家財の損害が重複した場合</u> ウ (省略) エ (省略) オ 家財の損害の場合 (<u>上欄イの場合</u>) カ (省略) キ (省略) ク (省略)	貸付期間	(省略)	利子	(省略)	保証人	連帯保証人 <u>になること</u>	償還方法	(省略)	申込方法	(省略)																																																																																							
対象となる災害	(省略)																																																																																																											
貸付対象者	(省略)																																																																																																											
貸付対象となる被害程度	(省略)																																																																																																											
貸付金額	ア 上覧アの場合 イ <u>上覧アと家財の損害が重複した場合</u> ウ (省略) エ (省略) オ 家財の損害の場合 (<u>上欄イの場合</u>) カ (省略) キ (省略) ク (省略)																																																																																																											
貸付期間	(省略)																																																																																																											
利子	(省略)																																																																																																											
保証人	連帯保証人 <u>になること</u>																																																																																																											
償還方法	(省略)																																																																																																											
申込方法	(省略)																																																																																																											
4	1	1 1	<p>下記のとおり修正</p> <p>→表 生活福祉資金の貸付内容</p> <p style="text-align: center;">生活福祉資金 貸付条件等一覧表（平成21年10月以降）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金種別</th> <th>貸付用途</th> <th>貸付限度額</th> <th>償還期間 (償還期間)</th> <th>償還期前 (償還期開始)</th> <th>返済開始期</th> <th>連帯保証人 及び貸付利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">生活福祉資金</td> <td>生活支援費</td> <td>生活再建までの間に必要な生活費用</td> <td>(二人以上) 月20万円以内 (単一人) 月15万円以内 年累計期間 12月以内</td> <td>20年以内</td> <td>6月以内</td> <td rowspan="3">連帯保証人あり →貸利率 連帯保証人無し →年率1.5%</td> </tr> <tr> <td>住宅入居費</td> <td>地震、火災等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用</td> <td>40万円以内</td> <td>20年以内</td> <td>6月以内</td> </tr> <tr> <td>一時生活再建費</td> <td>生活を再建するために一時的に必要な費用</td> <td>60万円以内</td> <td>20年以内</td> <td>6月以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">福祉費</td> <td colspan="2">日常生活を送る上で一時的に必要な費用 (貸付標準額は以下のとおり)</td> <td>500万円以内</td> <td></td> <td rowspan="12">6月以内</td> <td rowspan="12">連帯保証人あり →貸利率 連帯保証人無し →年率1.5%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・日常生活に不可欠な経費及びその範囲内の生活補償経費</td> <td>400万円</td> <td>20年以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・住宅の修繕費、補修費及び災害復旧の費用に必要経費</td> <td>120万円</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・福祉用具の購入に必要経費</td> <td>250万円</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・障害者用自動車等の購入に必要経費</td> <td>130万円</td> <td>8年以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・障害者用自動車等の購入に必要経費</td> <td>250万円</td> <td>8年以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・災害発生後の被害に必要経費及びその後の復旧のための生活補償経費</td> <td>400万円</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・生活に不可欠な経費</td> <td>130万円</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・生活に不可欠な経費</td> <td>170万円</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・災害発生後における生活補償に必要となる経費</td> <td>150万円</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・災害発生後における生活補償に必要となる経費</td> <td>30万円</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・災害発生後における生活補償に必要となる経費</td> <td>30万円</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急小口資金</td> <td colspan="2">緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要生活費 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・災害等の避難又は避難によって生活費が必要とき ・火災等被災によって生活費が必要とき ・その他これらと同様の中心を構わない事由によるとき</td> <td>10万円以内</td> <td>8月以内</td> <td>2月以内</td> <td rowspan="2">無利率</td> </tr> <tr> <td>教育支援費</td> <td>高等学校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校等の修学に必要な経費</td> <td>(高校生) 月3.5万円以内 (大学生) 月6.5万円以内</td> <td>20年以内</td> <td>卒業後 6月以内</td> </tr> <tr> <td>教育支援費</td> <td>高等学校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校等の入学に際し必要な経費</td> <td>50万円以内</td> <td>20年以内</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">不動産取得型生活資金</td> <td colspan="2">買取りが可能な居住用不動産を担保とした生活費 (土地評価額 1,000万円以上)</td> <td>・土地の評価額の70%以内 ・買取り額200万円以内</td> <td>償還期間 終了時</td> <td rowspan="2">契約終了後 3月以内</td> <td rowspan="2">・連帯保証人必須 ・利率は年率3%又は 貸付中の低い方</td> </tr> <tr> <td>専有権取得型生活資金</td> <td>専有権の取得者が所有する居住用不動産を担保とした生活費 (土地・建物評価額 500万円以上)</td> <td>・土地及び建物の評価額の 70%以内 ・買取り額200万円の1.5倍 以内</td> <td>償還期間 終了時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 引用されたホームページの表が更新されていますので、修正</p>	資金種別	貸付用途	貸付限度額	償還期間 (償還期間)	償還期前 (償還期開始)	返済開始期	連帯保証人 及び貸付利率	生活福祉資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月20万円以内 (単一人) 月15万円以内 年累計期間 12月以内	20年以内	6月以内	連帯保証人あり →貸利率 連帯保証人無し →年率1.5%	住宅入居費	地震、火災等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	20年以内	6月以内	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要な費用	60万円以内	20年以内	6月以内	福祉費	日常生活を送る上で一時的に必要な費用 (貸付標準額は以下のとおり)		500万円以内		6月以内	連帯保証人あり →貸利率 連帯保証人無し →年率1.5%	・日常生活に不可欠な経費及びその範囲内の生活補償経費		400万円	20年以内	・住宅の修繕費、補修費及び災害復旧の費用に必要経費		120万円	5年以内	・福祉用具の購入に必要経費		250万円	7年以内	・障害者用自動車等の購入に必要経費		130万円	8年以内	・障害者用自動車等の購入に必要経費		250万円	8年以内	・災害発生後の被害に必要経費及びその後の復旧のための生活補償経費		400万円	10年以内	・生活に不可欠な経費		130万円	5年以内	・生活に不可欠な経費		170万円	5年以内	・災害発生後における生活補償に必要となる経費		150万円	7年以内	・災害発生後における生活補償に必要となる経費		30万円	3年以内	・災害発生後における生活補償に必要となる経費		30万円	3年以内	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要生活費 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・災害等の避難又は避難によって生活費が必要とき ・火災等被災によって生活費が必要とき ・その他これらと同様の中心を構わない事由によるとき		10万円以内	8月以内	2月以内	無利率	教育支援費	高等学校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校等の修学に必要な経費	(高校生) 月3.5万円以内 (大学生) 月6.5万円以内	20年以内	卒業後 6月以内	教育支援費	高等学校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校等の入学に際し必要な経費	50万円以内	20年以内			不動産取得型生活資金	買取りが可能な居住用不動産を担保とした生活費 (土地評価額 1,000万円以上)		・土地の評価額の70%以内 ・買取り額200万円以内	償還期間 終了時	契約終了後 3月以内	・連帯保証人必須 ・利率は年率3%又は 貸付中の低い方	専有権取得型生活資金	専有権の取得者が所有する居住用不動産を担保とした生活費 (土地・建物評価額 500万円以上)	・土地及び建物の評価額の 70%以内 ・買取り額200万円の1.5倍 以内	償還期間 終了時	133
資金種別	貸付用途	貸付限度額	償還期間 (償還期間)	償還期前 (償還期開始)	返済開始期	連帯保証人 及び貸付利率																																																																																																						
生活福祉資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月20万円以内 (単一人) 月15万円以内 年累計期間 12月以内	20年以内	6月以内	連帯保証人あり →貸利率 連帯保証人無し →年率1.5%																																																																																																						
	住宅入居費	地震、火災等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	20年以内	6月以内																																																																																																							
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要な費用	60万円以内	20年以内	6月以内																																																																																																							
福祉費	日常生活を送る上で一時的に必要な費用 (貸付標準額は以下のとおり)		500万円以内		6月以内	連帯保証人あり →貸利率 連帯保証人無し →年率1.5%																																																																																																						
	・日常生活に不可欠な経費及びその範囲内の生活補償経費		400万円	20年以内																																																																																																								
	・住宅の修繕費、補修費及び災害復旧の費用に必要経費		120万円	5年以内																																																																																																								
	・福祉用具の購入に必要経費		250万円	7年以内																																																																																																								
	・障害者用自動車等の購入に必要経費		130万円	8年以内																																																																																																								
	・障害者用自動車等の購入に必要経費		250万円	8年以内																																																																																																								
	・災害発生後の被害に必要経費及びその後の復旧のための生活補償経費		400万円	10年以内																																																																																																								
	・生活に不可欠な経費		130万円	5年以内																																																																																																								
	・生活に不可欠な経費		170万円	5年以内																																																																																																								
	・災害発生後における生活補償に必要となる経費		150万円	7年以内																																																																																																								
	・災害発生後における生活補償に必要となる経費		30万円	3年以内																																																																																																								
	・災害発生後における生活補償に必要となる経費		30万円	3年以内																																																																																																								
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要生活費 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・災害等の避難又は避難によって生活費が必要とき ・火災等被災によって生活費が必要とき ・その他これらと同様の中心を構わない事由によるとき		10万円以内	8月以内	2月以内	無利率																																																																																																						
	教育支援費	高等学校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校等の修学に必要な経費	(高校生) 月3.5万円以内 (大学生) 月6.5万円以内	20年以内	卒業後 6月以内																																																																																																							
教育支援費	高等学校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校等の入学に際し必要な経費	50万円以内	20年以内																																																																																																									
不動産取得型生活資金	買取りが可能な居住用不動産を担保とした生活費 (土地評価額 1,000万円以上)		・土地の評価額の70%以内 ・買取り額200万円以内	償還期間 終了時	契約終了後 3月以内	・連帯保証人必須 ・利率は年率3%又は 貸付中の低い方																																																																																																						
	専有権取得型生活資金	専有権の取得者が所有する居住用不動産を担保とした生活費 (土地・建物評価額 500万円以上)	・土地及び建物の評価額の 70%以内 ・買取り額200万円の1.5倍 以内	償還期間 終了時																																																																																																								
4	1	1 2	<p>下記のとおり修正</p> <p>→第5 中小企業への融資 2 融資</p> <p><u>「(1) 経営安定資金の融資</u></p> <p><u>ア 市町村認定枠</u></p> <p><u>(ア) 融資対象者</u></p>	134																																																																																																								

			<p><u>1) 激甚災害により被害を受けた者</u></p> <p><u>2) 中小企業信用保険法第2条第4項第4号の規定による認定を受けた者</u></p> <p><u>(イ) 融資使途</u></p> <p><u>設備資金、運転資金</u></p> <p><u>(ウ) 融資限度額</u></p> <p><u>1 中小企業者 8,000 万円以内</u></p> <p><u>(エ) 融資期間</u></p> <p><u>設備資金 10年以内、運転資金 7年以内</u></p> <p><u>(オ) 融資利率</u></p> <p><u>年1.7%～2.3% (融資期間により異なる。)</u></p> <p><u>イ 市町村認定以外枠</u></p> <p><u>(ア) 融資対象者</u></p> <p><u>知事が指定する災害により被害を受けた者</u></p> <p><u>(イ) 融資使途</u></p> <p><u>設備資金、運転資金</u></p> <p><u>(ウ) 融資限度額</u></p> <p><u>1 中小企業者 6,000 万円以内</u></p> <p><u>(エ) 融資期間</u></p> <p><u>設備資金 10年以内、運転資金7年以内</u></p> <p><u>(オ) 融資利率</u></p> <p><u>年2.0%～2.6% (融資期間により異なる。)</u></p> <p><u>(2) 利子補給</u></p> <p><u>上記資金の融資を受けた者に対して、県が利補給する。(条件については、災害の度合いに応じて別途定める。)</u></p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	
4	1	13	<p>→第6 農林漁業者への融資 イ</p> <p>「農林漁業金融公庫による資金融資」を「<u>県日本政策金融公庫資金</u>」に修正。</p> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	135

4	1	17	→第10 災害見舞金の支給 3 見舞金額 見舞金額の表を流山市災害見舞金交付規則の規定にあわせ修正	136																																	
4	1	20	下記のとおり修正 →表 財政援助対象事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害復旧事業計画</th> <th>復旧事業計画</th> <th>適用法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共土木施設災害復旧事業計画</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産業施設災害復旧事業計画</td> <td>農林 農業用施設 林業用施設 共同利用施設</td> <td>農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律</td> </tr> <tr> <td>都市施設災害復旧事業計画</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>上水道災害復旧事業計画</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>住宅災害復旧事業計画</td> <td>公園住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設災害復旧事業計画</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>公共医療施設、病院等災害復旧事業計画</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>学校教育施設災害復旧事業計画</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>社会教育施設災害復旧事業計画</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>その他災害復旧事業計画</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	災害復旧事業計画	復旧事業計画	適用法令	公共土木施設災害復旧事業計画	(省略)	(省略)	農林水産業施設災害復旧事業計画	農林 農業用施設 林業用施設 共同利用施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	都市施設災害復旧事業計画	(省略)	(省略)	上水道災害復旧事業計画	(省略)	(省略)	住宅災害復旧事業計画	公園住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）	(省略)	社会福祉施設災害復旧事業計画	(省略)	(省略)	公共医療施設、病院等災害復旧事業計画	(省略)	(省略)	学校教育施設災害復旧事業計画	(省略)	(省略)	社会教育施設災害復旧事業計画	(省略)	(省略)	その他災害復旧事業計画	(省略)	(省略)	137
災害復旧事業計画	復旧事業計画	適用法令																																			
公共土木施設災害復旧事業計画	(省略)	(省略)																																			
農林水産業施設災害復旧事業計画	農林 農業用施設 林業用施設 共同利用施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律																																			
都市施設災害復旧事業計画	(省略)	(省略)																																			
上水道災害復旧事業計画	(省略)	(省略)																																			
住宅災害復旧事業計画	公園住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）	(省略)																																			
社会福祉施設災害復旧事業計画	(省略)	(省略)																																			
公共医療施設、病院等災害復旧事業計画	(省略)	(省略)																																			
学校教育施設災害復旧事業計画	(省略)	(省略)																																			
社会教育施設災害復旧事業計画	(省略)	(省略)																																			
その他災害復旧事業計画	(省略)	(省略)																																			
4	1	23	下記のとおり修正 →表 激甚災害に係る財政援助措置の対象事業 「3 中小企業に関する特別の助成の4 中小企業者に対する資金融通」を削除。 ※ 根拠法令の規定削除により。	138																																	
4	1	23	下記のとおり修正 →表 激甚災害に係る財政援助措置の対象事業 4 その他の特別の財政援助及び助成の4 「母子寡婦福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に修正。	139																																	

流山市地域防災計画事前協議（確認事項）意見【第2回】

風水害等編

章	節	頁	指 摘 事 項	No.
目次			<p>下記のとおり修正をお願いします。</p> <p>→第2章 第1節 第4 1 「<u>防火管理体制の強化</u>」を「<u>防災・防火管理体制の強化</u>」に修正、</p> <p>第2章 第3節 第5 1・2 を削除、</p> <p>第2章 第3節 「<u>第5 ため池等災害対策・・・2-29</u>」及び「<u>第6 孤立集落対策・・・2-29</u>」を追加、</p> <p>第2章 第9節 第3 4 「<u>防災教育、防災訓練の実施</u>」を「<u>防災学習、防災訓練の実施</u>」に修正。</p> <p>第3章 第4節 第1 2 「<u>災害発生時の警備活動</u>」を「<u>災害警備活動要領</u>」に修正、</p> <p>第3章 第5節 第7 「<u>8 ペットの対策・・・3-89</u>」を追加し、「<u>9 災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額等</u>」に修正。</p> <p>第4章 第1節 第5 3を削除。</p>	140
1	4	14	<p>第5 指定公共機関 表 指定公共機関の事務又は業務の大綱 (2/2)</p> <p>→表中の 郵便局株式会社 「<u>イ 郵便事業(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること。</u>」を削除。</p> <p>※ 千葉県地域防災計画の修正作業を現在しておりますが、郵便局株式会社から上記について削除の申し出がありましたので、貴市地域防災計画においても削除をお願いします。</p>	141
2	3	27	<p>第2 警戒避難体制の整備 5 警戒・避難・救護等緊急対策に関する体制整備 エ</p> <p>→「<u>自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難勧告の伝達</u>」を「<u>自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の伝達</u>」に修正。</p>	142

2	7	4 5	<p>第2 災害通信施設の整備 3 情報通信設備の整備</p> <p>→「(2) 消防無線の整備</p> <p>消防無線には、周波数別に市町村波、救急波、県内共通波、全国共通波がある。今後、広域応援体制による通信等を活用し、音声、文字、映像等多様なメディアにより容易な状況把握が可能となるよう整備に努める。」を</p> <p><u>「(2) 消防救急無線の整備</u></p> <p><u>消防救急無線は、電波法関係審査基準において、現行のアナログ方式から、平成28年5月末日までにデジタル方式に移行しなければならないこととされていることから、平成25年4月の運用開始に向けて、県域を1ブロックとした消防救急デジタル無線網の整備に取り組んでいる。」</u></p> <p>に修正。</p>	143
2	7	4 6	<p>第3 県の災害通信施設 1 県防災行政無線</p> <p>→「防災行政無線は、防災情報の受伝達を行うための根幹となる通信手段であることから、災害発生時においても安定した運用が確保できるよう地上系と衛星系で二重化した通信回線を整備している。</p> <p>また、ネットワークの安全性や整備・運用の経済性等を勘案し、地上系は電気通信事業者の光回線とし、衛星系は第2世代地域衛星通信ネットワークを利用する。(防災行政無線再整備ネットワーク構成概念図参照)」を</p> <p>「県防災行政無線は、防災情報の受伝達を行うための根幹となる通信手段であることから、災害発生時においても安定した運用が確保できるよう地上系と衛星系で二重化した通信回線を整備している。</p> <p>また、ネットワークの安全性や整備・運用の経済性等を勘案し、地上系は電気通信事業者の光回線とし、衛星系は第2世代地域衛星通信ネットワークを利用する。(災害通信連絡系統図参照)」に修正。</p>	144

2	7	46	<p>第3 県の災害通信施設 1 県防災行政無線</p> <p>→「カ 緊急地震速報受信システム」を削除。</p> <p>※ 緊急地震速報は、J-ALERT（全国瞬時警報システム）で配信されています。J-ALERTは、重大な緊急情報を一刻も早く国民に伝えるために直接、該当地域の同報系防災行政無線を自動起動するシステムです。従来の情報伝達は、口頭またはFAXなど人手を介するため、末端に伝わるまで20分近くかかっていた。しかし、大地震や津波・武力攻撃など一刻を争う緊急事態では間に合いません。そこで、人工衛星を経由して、直接、防災行政無線を自動起動して、国からの警報を伝える「J-ALERT 全国瞬時警報システム」が開発されました。</p>  <p>（連絡先）消防庁国民保護運用室 坂越課長補佐・山田 電話：03-5253-7550, 7551 FAX：03-5253-7543</p>	145
2	7	46	<p>第3 県の災害通信施設 1 防災行政無線 （1）地上系</p> <p>→「多重マイクロ無線で結んでいる」を「多重マイクロ回線で結んでいる」に修正。</p>	146
2	7	46	<p>第3 県の災害通信施設 1 防災行政無線 （2）衛星系</p> <p>→「通信が可能な衛星車載局を整備し」を「通信が可能な衛星通信車を整備し」に修正。</p>	147
2	7	48	<p>→「図 防災行政無線再整備ネットワーク構成概念図」を「図 災害通信連絡システム図」に修正。</p>	148

2	7	49	<p>第3 県の災害通信施設 2 千葉県防災情報システム</p> <p>→「本システムは、平成9年度から運用していたシステムに代わる新たなシステムであり、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、指示情報等の収集・処理の迅速化を図るとともに、気象情報、地震情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民と共有して、的確な防災対策の遂行に役立てることを目的として平成19年4月から運用が開始されている。」</p> <p>を</p> <p>「本システムは、<u>災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、指示情報の収集・処理の迅速化を図るとともに、気象情報、地震情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民と共有して、的確な防災対策の遂行に役立てることを目的として運用されている。</u>」に修正。</p>	149
2	7	49	<p>第3 県の災害通信施設 2 千葉県防災情報システム (1) システムの特徴 ウ 情報通信技術 (ICT) を活用した災害に強いシステム</p> <p>→「各サーバの二重化に県防災行政無線をバックアップとして利用されている。」を「各サーバの二重化に<u>加え、県防災行政無線回線をバックアップ回線</u>として利用されている。」に修正。</p>	150
2	7	51	<p>→「図 防災情報システム構成概念図」を「図 <u>千葉県防災情報システム系統図</u>」に修正。</p>	151
3	1	1	<p>第1 活動体制 1 注意配備 (1) 配備伝達等</p> <p>→「<u>副市長</u>から注意配備の決定を受けときは」を「<u>市長</u>から注意配備の決定を受けたときは」に修正。</p> <p>※ P3-15 「表 配備要員体制の決定者」にあるとおり、決定者は市長です。</p>	152

3	1	2 3	<p>第4 災害救助法の適用手続等 3 災害救助法の適用手続き</p> <p>(2) 適用要請の特例</p> <p>→「災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して、県知事による救助の<u>実施決定を待つことができない場合には</u>、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況をただちに県知事に報告し、<u>その後の措置に関しては県知事の指揮により行うものとする。</u>」を</p> <p>「災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して、県知事による救助の<u>実施を待つことができないときは</u>、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告<u>するものとする。</u>」に修正。</p>	153
---	---	-----	--	-----

3	2	3 3	<p>下記のとおり修正</p> <p>第2 通信計画 1 情報収集・伝達体系</p> <p>→【図 情報収集・伝達系統図】内の「防災情報システム」を「県防災情報システム」に修正。</p>	154
3	2	3 7	<p>第2 通信計画 (2) 代替通信機能の確保</p> <p>→ 「(ア) 非常・緊急通話用電話の指定</p> <p>(イ) 非常・緊急通話の利用」</p> <p>災害時優先電話と非常・緊急通話(102番)との区分けが明確となるよう内容を見直し修正してください。</p> <p>※ 参考</p> <p>NTT西日本 http://www.ntt-west.co.jp/info/saigai/3taisaku.html</p>	155
3	5	8 7	<p>下記の確認</p> <p>第6 避難所・避難場所の安全確保 2 警察署の任務</p> <p>→「警察署は、避難準備情報、避難勧告・指示が発令された旨の通報を受けた</p>	156

			<p>ときは、直ちに避難誘導員を要所に配置するものとする。避難誘導員は、夜間時の照明資機材の活用等をはじめとして安全な避難交通の確保に努めるとともに、活発な広報活動等を実施し、避難者の混乱による事故やもめごと等が発生しないよう、適切な誘導を行うものとする。</p> <p>また、避難場所及び避難所には、所要の警戒員を配置し、関係機関の職員と密接に連絡を取りながら、避難者の保護及び避難場所等の秩序保持に努めるものとする。」</p> <p>と記載されていますが、内容については、流山警察署は合意されていると思われませんが、確認をお願いします。</p>																			
3	7	123	<p>第4 緊急輸送 1 輸送車両等の確保 (2) 輸送車両等の確保</p> <p>ア 車両 (イ) 調達 C</p> <p>→「協力を要請を行う」を「協力の要請を行う」に修正。</p>	157																		
3	7	124	<p>下記のとおり修正</p> <p>第4 緊急輸送 1 輸送車両等の確保 (2) 輸送車両等の確保</p> <p>表 県の連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務時間内・外</th> <th>連絡先名称</th> <th>NTT 電話番号</th> <th>県防災 行政無線 電話番号</th> <th>県防災 行政無線 FAX 番号</th> <th>NTT FAX 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務時間内</td> <td>消防地震防災課</td> <td>043-223-2175</td> <td>500-7361</td> <td>500-7298</td> <td>043-222-5208</td> </tr> <tr> <td>勤務時間外</td> <td>消防地震防災課</td> <td>043-223-2178</td> <td>500-7225</td> <td>500-7110</td> <td>043-222-5219</td> </tr> </tbody> </table>	勤務時間内・外	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災 行政無線 電話番号	県防災 行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号	勤務時間内	消防地震防災課	043-223-2175	500-7361	500-7298	043-222-5208	勤務時間外	消防地震防災課	043-223-2178	500-7225	500-7110	043-222-5219	158
勤務時間内・外	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災 行政無線 電話番号	県防災 行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号																	
勤務時間内	消防地震防災課	043-223-2175	500-7361	500-7298	043-222-5208																	
勤務時間外	消防地震防災課	043-223-2178	500-7225	500-7110	043-222-5219																	
3	8	137	<p>下記のとおり修正</p> <p>第2款 自衛隊派遣要請計画 第3 災害派遣要請の手続き 2 災害派遣の要請先</p> <p>→「表 自衛隊の連絡先」陸上自衛隊需品学校（松戸）の県防災行政無線電話「631-723(当直)」を「636-723(当直)」に修正。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部隊名</th> <th colspan="2">連絡責任者</th> <th rowspan="2">NTT 電話番号 ()は当直司令</th> <th rowspan="2">県防災行政無線 電話</th> </tr> <tr> <th>時間内 (8:00~17:00)</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野)</td> <td>第3科 防衛班長</td> <td>駐屯地 当直司令</td> <td>047-462-2141 内線 202、235、 236(302)</td> <td>632-721 632-725(当直)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 受品学校 (松戸)</td> <td>企画室 副室長</td> <td>駐屯地 当直司令</td> <td>047-387-2171 内線 202、(302)</td> <td>636-721 636-722(FAX) 636-723(当直)</td> </tr> </tbody> </table>	部隊名	連絡責任者		NTT 電話番号 ()は当直司令	県防災行政無線 電話	時間内 (8:00~17:00)	時間外	陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	047-462-2141 内線 202、235、 236(302)	632-721 632-725(当直)	陸上自衛隊 受品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	047-387-2171 内線 202、(302)	636-721 636-722(FAX) 636-723(当直)	159	
部隊名	連絡責任者		NTT 電話番号 ()は当直司令		県防災行政無線 電話																	
	時間内 (8:00~17:00)	時間外																				
陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	047-462-2141 内線 202、235、 236(302)	632-721 632-725(当直)																		
陸上自衛隊 受品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	047-387-2171 内線 202、(302)	636-721 636-722(FAX) 636-723(当直)																		

4	1	6	<p>第1 被災者の生活確保 4 り災証明書の発行</p> <p>→「り災証明は、災害救助法による各種の」を「り災証明は、<u>被災者生活再建支援法及び</u>災害救助法による各種の」に修正。</p>	160
4	1	8	<p>第3 災害援護資金の貸付</p> <p>→「<u>県</u>は」を「<u>千葉県市町村総合事務組合</u>は」に修正。</p> <p>※ <u>千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例</u>を確認ください。</p>	161

「流山市地域防災計画」事前協議（確認事項）意見【第1回】

震災編及び震災編附編

番号	頁		指 摘 事 項	No.
1	目次		下記のとおり修正 第1章 第5節 3 第2 地質 I-21 → <u>【削除】</u>	162
2	1	9	下記のとおり修正 関東管区警察局 <u>表内</u> <u>オ 津波警報に関すること</u>	163
3	1	10	下記のとおり修正 関東信越厚生局 <u>表内</u> <u>イ 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること</u> <u>ウ 関係職員の派遣に関すること</u> <u>エ 関係機関との連絡調整に関すること</u>	164
4	1	11	下記のとおり修正 国土交通省関東地方整備局 <u>表内</u> <u>(ク) 災害時相互協力に関する申合わせに基づく適切な緊急対応の実施に関すること</u>	165
5	1	11	下記のとおり修正 気象庁東京管区气象台（銚子气象台） <u>表内</u> ア 気象、 <u>地象</u> 、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること イ <u>気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の</u> 予報及び警報等の発表・通報に関すること ウ 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること	166
6	1	13	下記のとおり修正 独立行政法人水資源機構 <u>表内</u> ア 水資源開発施設（導水路を含む）の <u>新築（水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。）又は改築及び維持管理に関すること</u> イ 水資源開発施設の <u>応急対策及び</u> 災害復旧に関すること	167
7	1	13	下記のとおり修正 成田国際空港（株） <u>表内</u> <u>ウ 滞留者対策に関すること</u>	168
8	1	13	下記のとおり修正 東日本旅客鉄道（株） <u>表内</u> <u>ウ 滞留者対策に関すること</u>	169

9	1	1 3	<p>下記のとおり修正</p> <p>東京ガス^{表内}</p> <p><u>ア ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること</u></p> <p><u>イ ガスの供給に関すること</u></p>	170
1 0	1	1 4	<p>下記のとおり修正</p> <p>日本郵政グループ → <u>郵便事業株式会社</u></p> <p><u>ア 災害時における郵便事業運営の確保</u></p> <p><u>イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策</u></p> <p><u>（ア）被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること</u></p> <p><u>（イ）被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること</u></p> <p><u>（ウ）被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること</u></p> <p><u>（エ）被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分</u></p> <p><u>（オ）被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること</u></p> <p>（新たな枠を追加）</p> <p>日本郵政グループ → <u>郵便局株式会社</u></p> <p><u>ア 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること</u></p> <p><u>イ 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請あった場合の取扱いに関すること</u></p>	171
1 1	1	1 7	<p>県計画を参考に修正を検討</p> <p>市民^{表内}</p> <p>（参考）県計画では下記とおりですのでご参考ください。（「千葉県地域防災計画（平成22年5月改訂）」で追加）</p> <p><u>（県 民）</u></p> <p><u>1 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため住宅の耐震診断・改修等震災の予防を図る。また、食糧、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な震災発生時の備えを講じるとともに住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティーの形成に努めること。</u></p> <p><u>2 県及び市町村等が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること。</u></p>	172

1 2	1	1 7	<p>県計画を参考に修正を検討 事業所^{表内}</p> <p>(参考) 県計画では下記とおりですのでご参考ください。(「千葉県地域防災計画(平成22年5月改訂)」で追加)</p> <p><u>(事業所)</u></p> <p><u>1 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること</u></p> <p><u>2 集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努めること</u></p> <p><u>3 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定に努めること</u></p>	173
1 3	2	1	<p>なお、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者への広報にも十分配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。 → なお、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者への広報にも十分配慮するとともに、<u>男女双方の視点を盛り込んだ</u>わかりやすい広報資料の作成に努める。</p>	174
1 4	2	1 6	<p>下記のとおり修正</p> <p>流山市商工会議所 → <u>流山商工会議所</u></p>	175
1 5	2	2 3	<p>県計画を参考に修正を検討</p> <p>第2章 第3節 第1 地震火災の防止 →</p> <p><u>(防災製品の活用を推進、通電火災防止対策を推進の記載を追加)</u></p> <p>(参考) 県計画では下記とおりですのでご参考ください。</p> <p>「千葉県地域防災計画(平成22年5月改訂)」第2章 第4節 1</p> <p><u>(1) 出火の防止</u></p> <p><u>ア 一般家庭に対する指導</u></p> <p><u>一般家庭内における出火を防止するため市町村は、自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行うこととし、県西部防災センターにおいては、同様の啓発指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。</u></p> <p><u>また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が県内全ての住宅に設置されるよう普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。</u></p> <p><u>さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。</u></p>	176
1 6	2	3 4	<p>下記について内容を確認の上、修正</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号)に基づく千葉県耐震改修促進計画に準じて、<u>流山市耐震改修促進計画を平成19年度までに策定し、特定建築物、公共建築物等の耐震改修を戦略的に推進するものとする。</u></p> <p><u>※策定済みの場合は表現を修正</u></p>	177

17	2	40	ウ 配電設備 震度5弱(水平加速度0.255G)の地震に対し、概ね送電可能な施設設計を行っている。 → ウ 配電設備 震度6(水平最大加速度0.3G)の地震に対し、概ね送電可能な施設設計を行っている。	178
18	2	80	災害時要援護者の安全確保対策 なお、市は、国が梅雨前線豪雨、台風等の教訓を活かして策定した「災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づいて計画の整備等を行うこととする。 → なお、市は、国が梅雨前線豪雨、台風等の教訓を活かして策定した「災害時要援護者避難支援ガイドライン」及び県の作成した「災害時要援護者避難支援の手引き」を参考とし、計画の整備等を行うこととする。	179
19	2	81	災害時要援護者の所在情報に基づき、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画(「避難支援プラン」と称する。)を平成20年度までに策定する。 ※策定済みの場合は表現を修正	180
20	3	25	気象庁地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表する。 → 気象庁地震発生約1分半後、震度3以上の全国187に区分した地域名と地震の発生時刻を発表する。 (参考) 気象庁ホームページ http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/index_seisinfo.html	181
21	3	43	下記のとおり修正 総務省消防庁表内 勤務時間内 消防防災無線(衛星系) 電話048-500-7527 → <u>048-500-90-49013</u> 消防防災無線(衛星系) FAX048-500-7537 → <u>048-500-90-49033</u> 消防防災無線(地上系) 電話120-7527 → (削除) 消防防災無線(地上系) FAX120-7537 → (削除) 勤務時間外 消防防災無線(衛星系) 電話048-500-7782 → <u>048-500-90-49102</u> 消防防災無線(衛星系) FAX048-500-7789 → <u>048-500-90-49036</u> 消防防災無線(地上系) 電話120-7782 → (削除) 消防防災無線(地上系) FAX120-7789 → (削除) ※消防防災無線(地上系)については、市の施設からの利用はできないため削除	182

22	3	84	<p>県計画を参考に修正を検討</p> <p>第3章 第5節 第8 避難所の運営 4 避難所の生活環境保護</p> <p style="text-align: center;">→ （ペット対策の記載を追加）</p> <p>（参考）県計画では下記とおりですのでご参考ください。</p> <p>「千葉県地域防災計画（平成22年5月改訂）」第3章 第5節 1</p> <p><u>5 避難所の開設（県総務部、健康福祉部、教育庁）</u></p> <p><u>（4）市町村は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。</u></p>	183
23	3	94	<p>市及松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、震災時における応急防疫に関する計画を作成して実施するが、</p> <p>→ 市及<b style="color: red;">び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、震災時における応急防疫に関する計画を作成して実施するが、</p>	184
24	3	98	<p>イ 第二段階（イ） 柏健康福祉センター（柏保健所）による</p> <p>→ 松戸健康福祉センター（松戸保健所）</p>	185
25	3	109	<p>農林水産省指定倉庫 → 政府寄託倉庫</p>	186
26	3	129	<p>千葉隊区長 → 千葉<b style="color: red;">災害隊区長</p>	187
27	3	129	<p>陸上自衛隊第1空挺団（習志野） NTT電話番号<b style="border: 1px solid black;">表内</p> <p>内線218、236(302) → 内線218、235、236(302)</p>	188
28	3	131	<p>3 派遣部隊の使用施設 イ 宿舎 → 3 派遣部隊の使用施設 イ 宿营地</p>	189
29	3	148	<ul style="list-style-type: none"> ・（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学校児童を含む） → （特別支援学校）の小学校児童を含む ・ 中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。） → 中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び<b style="color: red;">特別支援学校の中学部生徒を含む。） ・ 特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校及び各種学校 → 特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校<b style="color: red;">の生徒 ・ 	190
30	3	162	<p>(2)修理対象者 (4)費用</p> <p>500,000円以内 → 520,000円以内</p>	191
31	3	167	<p>大規模な災害が発生した際には、テレビやラジオ、新聞等</p> <p>→ 大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等</p>	192

3 2	3	170	表 専門(技術)ボランティアの活動内容と受入窓口 県受付窓口・外国語通訳、翻訳、情報提供 ^{表内} 総合企画部 政策推進室 → 総合企画部 <u>国際室</u>	193
3 3	3	176	県計画を参考に修正を検討 ・第15 節 帰宅困難者対策 → 第15 帰宅困難者・ <u>滞留者対策</u> ・第1 帰宅困難者 → 第1 帰宅困難者・ <u>滞留者</u> ・「通勤・通学・買物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩の帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。→ 「通勤・通学・買物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩の帰宅が困難になる者」を帰宅困難者と <u>し、帰宅困難者のうち大規模集客施設やターミナル駅等に滞留する人を「滞留者」とする。</u> (参考) 県計画では下記とおりですのでご参考ください。 「千葉県地域防災計画(平成22年5月改訂)」第3章第14節	194
3 4	3	177	県計画を参考に修正を検討 第3 帰宅困難者対策の実施 → 第3 帰宅困難者・ <u>滞留者対策</u> の実施 (参考) 県計画では下記とおりですのでご参考ください。 「千葉県地域防災計画(平成22年5月改訂)」第3章第14節	195
3 5	4	9	貸付金額 ^{表内} イ 上欄イの場合 → <u>上欄アと家財の損害が重複した場合</u>	196
3 6	4	1 1	下記のとおり修正 表 生活福祉資金の貸付内容 → <u>(修正内容は、千葉県社会福祉協議会のホームページ「生活福祉資金一覧」などを参考にしてください。)</u>	197
3 7	4	1 0	県は、生活福祉資金貸付制度に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯、身体障害者世帯、知的障害者世帯及び高齢者世帯に対し、予算の範囲内で生活福祉資金の貸付を行うものとする。→ <u>県社会福祉協議会</u> は、生活福祉資金貸付制度に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯、身体障害者世帯、知的障害者世帯及び高齢者世帯に対し、 <u>市社会福祉協議会が窓口となり</u> 生活福祉資金の貸付を行うものとする。	198
3 8	4	1 2	第6 農林漁業者への融資 【総務班・物資輸送班(農政課)・県・公共職業安定所・防災関係機関】 なお、申し込みは、天災資金については農業協同組合及び金融機関等へ、農林漁業金融公庫資金については農林漁業金融公庫、農業協同組合及び受託金融機関へ行う。 → なお、申し込みは、天災資金については農業協同組合及び金融機関等へ、 <u>日本政策金融公庫</u> 資金については <u>(株)日本政策金融公庫</u> 、農業協同組合及び受託金融機関へ行う。	199

39	4	12	<p>県計画を参考に修正</p> <p>2 融資表内</p> <p>(参考) 県計画では下記とおりですのでご参考ください。</p> <p>3 中小企業への融資 (県商工労働部)</p> <p><u>以下のとおり資金の融資及び利子補給の対策を講じる。</u></p> <p><u>(1) 経営安定資金の融資</u></p> <p><u>ア 市町村認定枠</u></p> <p><u>(ア) 融資対象者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害により被害を受けた者 ・中小企業信用保険法第2条第4項第4号の規定による認定を受けた者 <p><u>(イ) 融資用途</u></p> <p><u>設備資金、運転資金</u></p> <p><u>(ウ) 融資限度額</u></p> <p><u>1 中小企業者 8,000万円以内</u></p> <p><u>(エ) 融資期間</u></p> <p><u>設備資金 10年以内、運転資金 7年以内</u></p> <p><u>(オ) 融資利率</u></p> <p><u>年1.7%～2.3% (融資期間により異なる。)</u></p> <p><u>イ 市町村認定以外枠</u></p> <p><u>(ア) 融資対象者</u></p> <p><u>知事が指定する災害により被害を受けた者</u></p> <p><u>(イ) 融資用途</u></p> <p><u>設備資金、運転資金</u></p> <p><u>(ウ) 融資限度額</u></p> <p><u>1 中小企業者 6,000万円以内</u></p> <p><u>(エ) 融資期間</u></p> <p><u>設備資金 10年以内、運転資金 7年以内</u></p> <p><u>(オ) 融資利率</u></p> <p><u>年2.0%～2.6% (融資期間により異なる。)</u></p> <p><u>(2) 利子補給</u></p> <p><u>上記資金の融資を受けた者に対して、県が利子補給する。(条件については、災害の度合いに応じて別途定める。)</u></p>	200
40	4	18～19	<p>県計画を参考に修正を検討</p> <p>「復興」に関する記述を追加</p> <p>(参考) 県計画では下記とおりですのでご参考ください。</p> <p>「千葉県地域防災計画 (平成22年5月改訂)」第4章第4節</p>	201
41	4	23	<p>3 中小企業に関する特別の助成表内</p> <p>4 中小企業者に対する資金融通 [法第15条、令第28～32条の3]・再建融資の利率の引下げ (商工組合中央金庫) 政令で定める利率 (特別被害者については3%) → (4以降を削除)</p>	202

4 2	4	2 3	4 その他の特別の財政援助助成表内 4 母子寡婦福祉法 → 母子及び寡婦福祉法	203
4 3	4	2 3	4 その他の特別の財政援助助成表内 → <u>8 雇用保険法 による求職者給付の支給に関する特例[法第 25 条 令第 48 条]</u> ・基本手当の支給	204

「流山市地域防災計画」事前協議（確認事項）意見【第2回】

震災編及び震災編附編

番号	頁		指 摘 事 項	
1	目次		<p>第2章 第4節 警察における災害通信網の整備 （重複して記載があるため1箇所を削除）</p> <p>第3章 第15節 帰宅困難者対策 第1 帰宅困難者 第15節 帰宅困難者・<u>滞留者</u>対策 第1 帰宅困難者・<u>滞留者</u></p> <p style="color:red">その他、目次と本文の項目名を合わせてください。</p>	205
2	1	1 1	<p>千葉農政事務所 千葉市中央区本千葉 10-18 （TEL）043-224-5611</p> <p style="color:red"><u>農林水産省 総合食料局</u> <u>千代田区霞が関 1-2-1（TEL）03-6744-2076</u></p>	206
3	1	1 1	<p>国土交通省関東地方整備局表内</p> <p>ア 災害予防 (カ)豪雪害の予防に関する事。 （削除）</p> <p>イ 災害応急対策 (ク)緊急を要する場合の申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事。 <u>（ク） 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事</u></p> <p style="color:blue">震災編のため</p>	207
4	1	1 4	<p style="color:red">郵便局株式会社</p> <p>イ 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請あった場合の取扱いに関する事 （削除）</p> <p style="color:blue">郵便局株式会社からの依頼に基づき県地域防災計画を修正予定のため。</p>	208
5	1	1 6	<p>下記のとおり修正</p> <p style="color:red">（流山市医師会、流山市歯科医師会、流山市薬剤師会に法人格名称〔（社）等〕を記載。）</p>	209
6	2	2	<p>下記のとおり修正</p> <p>2 実施方法 イ 音声デーブ 2 実施方法 イ 音声<u>テープ</u></p>	210
7	2	8	<p>下記のとおり修正</p> <p>1 ボランティアの活動分野 (1) 専門分野に <u>被災建築物応急危険度判定</u> <u>被災宅地危険度判定</u> を追加</p>	211

8	2	18	<p>第1 危険個所の調査把握 2 土砂災害防止法に基づく対策の推進 表 土砂災害危険個所一覧 表中の - 1024 西平井1 (削除)</p>	212
9	2	18	<p>下記のとおり修正 第2 警戒避難体制の整備 5 警戒・避難・救護等緊急対策に関する体制整備工 自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難勧告の伝達 自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて<u>土砂災害</u>に関する<u>情報、予報及び警報、避難勧告等</u>の伝達</p>	213
10	2	26	<p>下記のとおり修正 (2) 消防用設備等の適正化 消防対象物 <u>防火対象物</u></p>	214
11	2	53	<p>下記について修正 3 情報通信設備の整備 (2) 消防無線の整備 消防無線には、周波数別に市町村波、救急波、県内共通波、全国共通波がある。今後、広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため、全国共通波の整備を検討する。 <u>(2) 消防救急無線の整備</u> <u>消防救急無線は、電波法関係審査基準において、現行のアナログ方式から、平成28年5月末日までにデジタル方式に移行しなければならないこととされていることから、平成25年4月の運用開始に向けて、県域を1ブロックとした消防救急デジタル無線網の整備に取り組んでいる。</u></p>	215

1 2	2	5 4	<p>下記のとおり修正</p> <p>「防災行政無線は… また、ネットワークの安全性や整備・運用の経済性等を勘案し、地上系は電気通信事業者の光回線とし、衛星系は第2世代地域衛星通信ネットワークを利用する。（防災行政無線再整備ネットワーク構成概念図参照）」</p> <p>～（中略）～</p> <p>オ IPデータ伝送機能 カ 緊急地震速報受信システム キ テレビ会議システム ク 移動系通信システム ケ ネットワーク監視システム</p> <p>「県防災行政無線は… また、ネットワークの安全性や整備・運用の経済性等を勘案し、地上系は電気通信事業者の光回線とし、衛星系は第2世代地域衛星通信ネットワークを利用する。（災害通信連絡系統図参照）」</p> <p>～（中略）～</p> <p>オ IPデータ伝送機能 カ テレビ会議システム キ 移動系通信システム ク ネットワーク監視システム</p>	216
1 3	2	5 4	<p>下記のとおり修正</p> <p>(1) 地上系 県庁と県民センター、地域整備センター、ダム管理事務所、市町村、消防本部との間を電気通信事業者専用回線で構成する。</p> <p><u>県庁、県民センター（事務所）、市町村、及び消防本部等の間を光ファイバー回線で、また、県庁、県民センター（事務所）、地域整備センター、気象台等の間を多重マイクロ回線で結んでいる。</u></p>	217
1 4	2	5 5	<p>下記のとおり修正</p> <p>(2) 衛星系 県庁、県民センター等の県出先機関、市町村、消防本部、防災関係機関との間を衛星系で構成する。また、回線設定が容易で県内外から通信が可能な衛星車載局を整備し、災害現場の映像伝送や被災市町村の応急通信回線として多様な活用を図っている。</p> <p>(2) 衛星系 <u>県庁、県民センター（事務所）等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等防災機関の間を衛星系通信回線で結んでいる。</u></p> <p>また、回線設定が容易で県内外から通信が可能な衛星通信車を整備し、災害現場の映像伝送や被災市町村の応急通信回線として多様な活用を図っている。</p>	218

15	2	57	<p>下記のとおり修正</p> <p>第3 県の災害通信施設 2 千葉県防災情報システム</p> <p>本システムは、平成9年度から運用していたシステムに代わる新たなシステムであり、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、指示情報等の収集・処理の迅速化を図るとともに、～。</p> <p>「平成9年度から運用していたシステムに代わる新たなシステムであり、」 (削除)</p>	219
16	2	57	<p>下記のとおり修正</p> <p>第3 県の災害通信施設 2 千葉県防災情報システム (1)システムの特徴</p> <p>ウ 情報通信技術 (ICT) を活用した災害に強いシステム</p> <p>「各サーバの二重化に県防災行政無線をバックアップとして利用されている。」</p> <p>「各サーバの二重化に<u>加え</u>、県防災行政無線<u>回線</u>をバックアップ<u>回線</u>として利用されている。」</p>	220
17	2	59	<p>下記のとおり修正</p> <p>「図 防災情報システム構成概念図」 「図 <u>千葉県防災情報システム系統図</u>」</p>	221
18	2	60	<p>下記のとおり修正</p> <p>3 千葉県震度情報ネットワークシステム</p> <p>平成9年度から運用されている。 平成9年度から運用<u>し</u>ている。</p>	222
19	2	60	<p>下記のとおり修正</p> <p>3 千葉県震度情報ネットワークシステム</p> <p>感電器～(中略)～通じて県に配信される。</p> <p>本市では～。</p> <p><u>感電器～(中略)～通じて県庁に自動送信される。</u></p> <p><u>また、県から、気象庁(銚子地方気象台)及び消防庁(震度4以上)へ震度情報を配信する。</u></p> <p>本市では～。</p>	223
20	2	61	<p>下記のとおり修正</p> <p>「図 防災行政無線再整備ネットワーク構成概念図」 「図 <u>災害通信連絡系統図</u>」</p>	224

2 1	3	1	<p>下記について修正</p> <p>1注意配備 (1)配備伝達 副市長から注意配備の決定、 2警戒配備 (1)配備伝達 副市長から警戒配備の決定、</p> <p>1注意配備 (1)配備伝達 <u>市長</u>から注意配備の決定、 2警戒配備 (1)配備伝達 <u>市長</u>から警戒配備の決定、</p> <p>(P3-15「表 配備要員体制の決定者」と整合がとれるよう修正。)</p>	225
2 2	3	2 2	<p>下記のとおり修正。</p> <p>3 災害救助法の適用手続き (2) 適用要請の特例</p> <p>災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)第5条の規定により、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施決定を待つことができない場合には、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の措置に関しては県知事の指揮により行うものとする。</p> <p>災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)第5条の規定により、災害の事態が急迫して、県知事による救助の<u>実施を待つことができないときは、</u>市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告<u>するものとする。</u></p> <p>(参考)</p> <p>災害救助法施行細則第五条 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事の行なう救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。</p> <p>市町村長は、救助に着手したときは、その状況を直ちに知事に報告するものとする。</p>	226
2 3	3	2 8	<p>下記のとおり修正</p> <p>第2 通信計画 1 情報収集・伝達体系</p> <p>【図 情報収集・伝達系統図】内の「防災情報システム」 「<u>県</u>防災情報システム」</p>	227

24	3	31	<p>下記のとおり修正</p> <p>(2) 代替通信機能の確保</p> <p>(ア) 非常・緊急通話用電話の指定</p> <p>(イ) 非常・緊急通話の利用</p> <p>(災害時優先電話と非常・緊急通話(102番)との区分けが明確となるよう内容を見直し修正してください。)</p> <p>(参考)</p> <p>NTT西日本HP http://www.ntt-west.co.jp/info/saigai/3taisaku.html</p>	228
----	---	----	--	-----

2 5	3	6 3	<p>下記のとおり修正 「第1 災害警備計画 1 警備体制 2 災害発生時の警備活動</p> <p><u>第1 災害警備計画</u> <u>警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。</u></p> <p><u>1 警備体制</u> <u>警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。</u></p> <p><u>ア 連絡室</u> <u>震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震観測情報が発表された場合等</u></p> <p><u>イ 対策室</u> <u>地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等</u></p> <p><u>ウ 総合対策本部及び現地対策本部</u> <u>大規模地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等</u></p> <p><u>2 災害警備活動要領</u></p> <p><u>ア 要員の招集及び参集</u></p> <p><u>イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達</u></p> <p><u>ウ 装備資機材の運用</u></p> <p><u>エ 通信の確保</u></p> <p><u>オ 負傷者の救出及び救護</u></p> <p><u>カ 避難誘導及び避難地区の警戒</u></p> <p><u>キ 警戒線の設定</u></p> <p><u>ク 災害の拡大防止と二次災害の防止</u></p> <p><u>ケ 報道発表</u></p> <p><u>コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護</u></p> <p><u>サ 死傷者の身元確認、遺体の収容</u></p> <p><u>シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）</u></p> <p><u>ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）</u></p> <p><u>セ 協定に基づく関係機関への協力要請</u></p> <p><u>ソ その他必要な応急措置</u></p> <p>県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	229
2 6	3	8 9	<p>下記について修正 表 医療機関 日本赤十字社千葉県支部 千葉市中央区千葉港4-1 日本赤十字社千葉県支部 千葉市中央区千葉港<u>5-7</u></p>	230

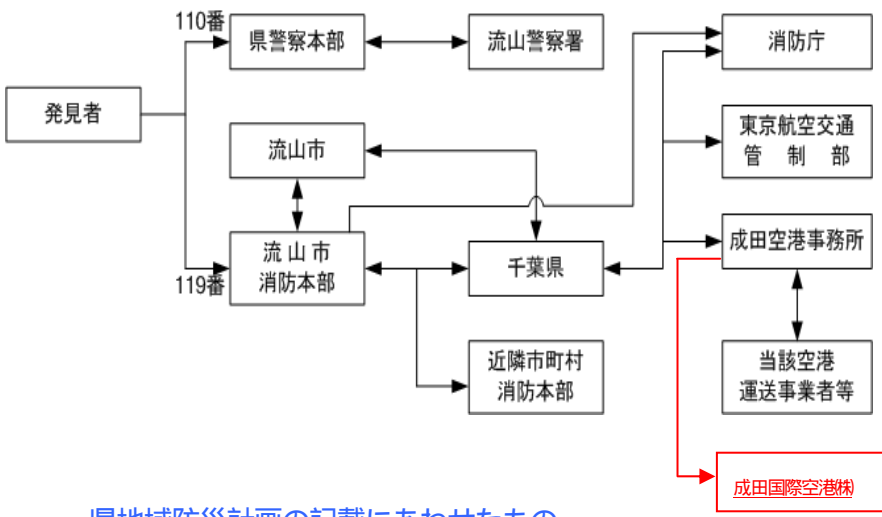
27	3	116	下記のとおり修正 c. 協力を要請を行う。 c. 協力 の 要請を行う。	231																		
28	3	116	下記について修正 第4 緊急輸送 1 輸送車両等の確保 (2) 輸送車両等の確保 表 県の連絡先 <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>勤務時間内・外</u></th> <th>連絡先名称</th> <th>NTT 電話番号</th> <th>県防災 行政無線 電話番号</th> <th>県防災 行政無線 FAX 番号</th> <th>NTT FAX 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>勤務時間内</u></td> <td>消防地震防 災課</td> <td>043-223- 2175</td> <td>500-7361</td> <td>500-7298</td> <td>043-222-520 8</td> </tr> <tr> <td><u>勤務時間外</u></td> <td>消防地震防 災課</td> <td>043-223- 2178</td> <td>500-7225</td> <td>500-7110</td> <td>043-222-521 9</td> </tr> </tbody> </table>	<u>勤務時間内・外</u>	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災 行政無線 電話番号	県防災 行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号	<u>勤務時間内</u>	消防地震防 災課	043-223- 2175	500-7361	500-7298	043-222-520 8	<u>勤務時間外</u>	消防地震防 災課	043-223- 2178	500-7225	500-7110	043-222-521 9	232
<u>勤務時間内・外</u>	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災 行政無線 電話番号	県防災 行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号																	
<u>勤務時間内</u>	消防地震防 災課	043-223- 2175	500-7361	500-7298	043-222-520 8																	
<u>勤務時間外</u>	消防地震防 災課	043-223- 2178	500-7225	500-7110	043-222-521 9																	
29	3	129	下記について修正 第2款 自衛隊派遣要請計画 第3 災害派遣要請の手続き 2 災害派遣 の要請先 「表 自衛隊の連絡先」陸上自衛隊需品学校(松戸)の県防災行政無線電話 「631-723(当直)」 「63 6 -723(当直)」に修正。	233																		
30	4	6	下記について修正 4 り災証明書の発行 り災証明は、災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長及び消防長が確認できる程度の被害について証明するものとする。 り災証明は、 <u>被災者生活再建支援法および</u> 災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長及び消防長が確認できる程度の被害について証明するものとする。	234																		
31	4	8	下記について修正 第3 災害援護資金の貸付 「県は」 「 <u>千葉県市町村総合事務組合</u> は」	235																		
32	附	53	下記について修正 第3 災害時要援護者関連施設等対策 ウ 出火防止 消化器等の点検、緊急貯水等 <u>消火器</u> 等の点検、緊急貯水等	236																		

流山市地域防災計画事前協議（確認事項）意見【第1回】

大規模事故編

章	節	頁	修正事項	
2	1	3	<p>2 予防計画（1）建築物不燃化の促進 ア 建築物の防火規制（ア）</p> <p>「建築物が密集し、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。」を「建築物が密集し、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物・準耐火建築物又は防火構造の建築を促進する。」に修正。</p> <p>県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	237
2	1	4	<p>（4）火災予防査察</p> <p>「火災予防査察」を「火災に係る立入検査」に修正。</p> <p>「 防査察の主眼点 」を「 立入検査の主眼点 」に修正。</p> <p>「防火用水」を「消防用水」に修正</p> <p>県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	238
2	1	5	<p>（5）の前に次のとおり「住宅防火対策」についての記載を追記。</p> <p>参考（県地域防災計画）</p> <p><u>住宅防火対策</u></p> <p><u>県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の約8割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、県は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。</u></p> <p><u>特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、県内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。</u></p> <p><u>さらに、停電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。</u></p>	239

			<p>ア 住宅用防災機器等の展示</p> <p>イ 啓発用パンフレットの作成</p> <p>ウ 講演会の開催</p>	
2	1	5	<p>（６）大規模・高層建築物の防火対策</p> <p>「大規模・高層建築物での火災は、その消火及び非難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となる<u>とともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。よって、消防本部は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し</u>」に修正。</p> <p>「イ 防災センター要員に対する高度な教育の計画的な実施」を「イ 自衛消防業務に従事する職員に対する指導」に修正。</p>	240
2	1	6	<p>（７）文化財の防火対策 ア 消防設備の設置・整備</p> <p>「消火栓設備」を「<u>屋内・外消火栓設備</u>」に修正。</p>	241
2	1	7	<p>（７）避難計画 ア</p> <p>「発災時には、市及び流山警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。」を「発災時には、市及び流山警察署等は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。」に修正。</p>	242
2	2	10	<p>（４）林野等の整備</p> <p>「森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、<u>消火活動に資する。</u>」を「森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、<u>火災の起こりにくい森林の育成に資する。</u>」に修正。</p>	243
2	3	13	<p>イ 市 （イ）c.消防体制の強化</p> <p>「消防本部は、<u>各事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。</u>」の「<u>各事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、</u>」を追記。</p> <p><u>県地域防災計画の記載にあわせたもの。</u></p>	244

2	3	1 4	<p>(3) 応急対策計画 (カ) 交通対策</p> <p>「道路管理者、流山警察署、海上保安庁は、交通の安全、緊急輸送の確保のため」の「<u>海上保安庁</u>」を追記。</p>	245
2	4	2 1	<p>情報伝達ルート（発生地点が流山市の場合）</p>  <p>県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	246
2	4	2 1	<p>(2) 応急対策 ウ 救出救護活動 (ア) 実施機関</p> <p>「当該航空運送事業者、市、県警察、千葉県、消防本部」の「<u>消防本部</u>」を追記。</p>	247
2	4	2 2	<p>キ 広報 (ア) 実施機関</p> <p>「<u>空港事務所</u>、当該航空運送事業者、市及び流山警察署等が実施する。」を「<u>国土交通省航空局（成田空港事務所含む。）</u>、当該航空運送事業者、市及び流山警察署等が実施する。」に修正。</p>	248
2	4	2 3	<p>ク 防疫及び清掃</p> <p>「防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ」を「防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ」に修正。</p>	249

2	5	24	<p>(1) 各事業者による予防対策</p> <p>「鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき構造基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、築造及び保全を行うものである。」を「鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものである。」に修正。</p>	250																																								
2	5	25	<p>下記のとおり修正</p> <p>(2) 情報収集・伝達体制 関係連絡先</p> <table border="1" data-bbox="416 745 1305 855"> <tr> <td>関東運輸局担当課</td> <td>防災無線電話</td> <td>防災無線 FAX</td> <td>NTT 電話</td> <td>NTT FAX</td> </tr> <tr> <td>交通環境部 総務課</td> <td></td> <td></td> <td>045 - 211 - 7269</td> <td>045 - 212 - 2017</td> </tr> </table> <p>注)鉄道軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局鉄道部安全指導課 (NTT 電話 045 - 211 - 7240)</p> <table border="1" data-bbox="416 981 1305 1211"> <thead> <tr> <th>鉄軌道事業者</th> <th>防災担当課</th> <th>防災無線電話</th> <th>防災無線 FAX</th> <th>NIT 電話</th> <th>NIT FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株) 千葉支社</td> <td>運輸部指令</td> <td>640</td> <td>640</td> <td>043 - 225 - 9857</td> <td>043 - 255 - 4886</td> </tr> <tr> <td>東武鉄道(株)</td> <td>運行管理所</td> <td>642 - 721</td> <td>642 - 722</td> <td>048 - 760 - 0313</td> <td>048 - 760 - 0318</td> </tr> <tr> <td>流鉄(株)</td> <td>技術部</td> <td></td> <td></td> <td>04 - 7158 - 0117</td> <td></td> </tr> <tr> <td>首都圏新都市鉄道 株式会社</td> <td>鉄道事業本部 ・管理課</td> <td></td> <td></td> <td>03 - 3839 - 7352</td> <td>03 - 3839 - 7368</td> </tr> </tbody> </table> <p>県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTT FAX	交通環境部 総務課			045 - 211 - 7269	045 - 212 - 2017	鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線 FAX	NIT 電話	NIT FAX	東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	運輸部指令	640	640	043 - 225 - 9857	043 - 255 - 4886	東武鉄道(株)	運行管理所	642 - 721	642 - 722	048 - 760 - 0313	048 - 760 - 0318	流鉄(株)	技術部			04 - 7158 - 0117		首都圏新都市鉄道 株式会社	鉄道事業本部 ・管理課			03 - 3839 - 7352	03 - 3839 - 7368	251
関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTT FAX																																								
交通環境部 総務課			045 - 211 - 7269	045 - 212 - 2017																																								
鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線 FAX	NIT 電話	NIT FAX																																							
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	運輸部指令	640	640	043 - 225 - 9857	043 - 255 - 4886																																							
東武鉄道(株)	運行管理所	642 - 721	642 - 722	048 - 760 - 0313	048 - 760 - 0318																																							
流鉄(株)	技術部			04 - 7158 - 0117																																								
首都圏新都市鉄道 株式会社	鉄道事業本部 ・管理課			03 - 3839 - 7352	03 - 3839 - 7368																																							
2	5	26	<p>(7) 避難計画 ア</p> <p>「発災時には、市及び流山警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。」を「発災時には、市及び流山警察署等は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。」に修正。</p>	252																																								
2	5	27～ 29	<p>下記について、県地域防災計画のとおり修正</p> <p>(8) 各事業者による応急・復旧対策</p>	253																																								
2	6	33	<p>(2) 応急対策計画 ア</p> <p>「輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達するものとする。」の「活動」を追記。</p>	254																																								